

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令 新旧対照条文 目次

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第百三十八号）	1
○船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令（昭和四十七年運輸省令第五十号）	15
○海洋汚染防止設備等、海洋汚染等防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）	16
○海洋汚染防止設備等、海洋汚染等防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）	22
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）	59
○海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）	60
○船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）	63
○国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）	64
○危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）	67
○船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）	71
○海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）	81
○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）	86
○国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）	97
○地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）	99
○排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通省令の適用関係の整理に関する省令（平成八年運輸省令第四十一号）	101

(略)	(略)
<p>一 総トン数一万吨（油水分離装置（海洋汚染等及び海上災害の防令別表第一の五に掲げる海域（南極海域を除く。）にあつては、総トン数四百トン）以上の船舶</p>	<p>止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第五条第一項に規定する油水分離装置をいう。以下同じ。）及びビルジ用濃度監視装置（技術基準省令第七条第一項に規定するビルジ用濃度監視装置をいう。以下同じ。）</p>

2・3 (略)

第二章の三 船舶からの廃棄物の排出の規制並びに海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制

(例外的な船舶発生廃棄物の排出に係る記録)

第十二条の二の四十三 国際航海に従事する船舶の船長は、当該船舶において事故その他の理由による例外的な船舶発生廃棄物の排出を行ったときは、次に掲げる事項を航海日誌に記載するものとする。ただし、法第十条の四第二項の規定により、船舶発生廃棄物記録簿にこれらに相当する事項の記載を行った場合は、この限りでない。

- 一 排出の日時及び排出時における船舶の位置
- 二 排出した船舶発生廃棄物の種類及び量

(略)	(略)
<p>一 総トン数一万吨（油水分離装置（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第五条第一項に規定する油水分離装置をいう。以下同じ。）及びビルジ用濃度監視装置（技術基準省令第七条第一項に規定するビルジ用濃度監視装置をいう。以下同じ。）</p>	<p>一 総トン数一万吨（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第五条第一項に規定する油水分離装置をいう。以下同じ。）及びビルジ用濃度監視装置（技術基準省令第七条第一項に規定するビルジ用濃度監視装置をいう。以下同じ。）</p>

2・3 (略)

第二章の三 船舶からの廃棄物の排出の規制並びに海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制

(新設)

- 三 排出の状況及び理由
- 四 排出を防止するためにとつた措置

(殺菌するための措置)

第十二条の三の二の三 令別表第二の二第一号及び別表第四第一号の国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置は、熱湯を使用することにより、廃棄物の温度を摂氏八十度以上とし、これを十分間保つこと又はこれと同等以上の殺菌効果を有する措置とする。

(令第四条の二第一項第一号の国土交通省令で定める物質)

第十二条の三の二の四 令第四条の二第一項第一号の国土交通省令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 日本工業規格 Z7252 (GHS に基づく化学物質等の分類方法) (附属書 K (水生環境有害性) に規定する急性毒性区分一又は慢性毒性区分一若しくは慢性毒性区分二に該当する物質)
- 二 合成高分子化合物

(特定船舶)

第十二条の三の二の五 令別表第三備考第一号の国土交通省令で定める船舶は、一航海において同表備考第二号から第七号までに規定する海域のみを航行する船舶であつて、直前の出発港及び目的港の陸地にある施設の故障その他やむを得ない事由によつて令第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物を当該陸地にある施設において処理することができないものとする。

(船舶発生廃棄物汚染防止規程を定めるべき船舶)

(新設)

(新設)

(新設)

(船舶発生廃棄物汚染防止規程を定めるべき船舶)

第十二条の三の三 法第十条の三第一項の国土交通省令で定める船舶は、総トン数四百トン以上の船舶及び最大搭載人員（最大搭載人員の定めない船舶にあつては、これに相当する搭載人員。第十二条の三の五において同じ。）十五人以上の船舶とする。

（船舶発生廃棄物記録簿を備え付けるべき船舶）
第十二条の三の五 法第十条の四第一項の国土交通省令で定める船舶は、総トン数四百トン以上の船舶及び最大搭載人員十五人以上の船舶（海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事しているものを除く。）とする。

（船舶発生廃棄物記録簿）
第十二条の三の六（略）

船舶発生廃棄物の排出その他船舶発生廃棄物の取扱いに関する作業	事項
一～三（略）	（略）
四 事故その他の理由による例外的な船舶発生廃棄物の排出	1～3（略） 4 排出を防止するためにとつた措置

2・3（略）

（燃料油の使用に係る記録）

第十二条の三の三 法第十条の三第一項の国土交通省令で定める船舶は、総トン数四百トン以上の船舶及び最大搭載人員（最大搭載人員の定めない船舶にあつては、これに相当する搭載人員）十五人以上の船舶とする。

（船舶発生廃棄物記録簿を備え付けるべき船舶）
第十二条の三の五 法第十条の四第一項の国土交通省令で定める船舶は、第十二条の三の三に規定する船舶（海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事しているものを除く。）とする。

（船舶発生廃棄物記録簿）
第十二条の三の六（略）

船舶発生廃棄物の排出その他船舶発生廃棄物の取扱いに関する作業	事項
一～三（略）	（略）
四 事故その他の理由による例外的な船舶発生廃棄物の排出	1～3（略） （新設）

2・3（略）

（燃料油の使用に係る記録）

第十二条の十七の六 法第十九条の二十一第一項の規定により、令第十
一条の十の表第一号上欄に掲げる海域に入域する場合であつて、同号
下欄に掲げる基準に適合する燃料油の使用を開始するときは、次に掲
げる事項を航海日誌に記載するものとする。

- 一 使用を開始した時刻
- 二 使用を開始した時刻における船舶の位置
- 三 令第十一条の十の表第一号下欄に掲げる基準に適合する燃料油の
搭載量

(オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は設備の設置に係る禁止の適
用除外)

第十二条の十七の十五 法第十九条の三十五の三の国土交通省令で定め
る特別の用途のものは、海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用す
る船舶とする。

- 2 法第十九条の三十五の三の国土交通省令で定めるオゾン層破壊物質
が放出されるおそれがないものは、次に掲げる要件のすべてを満たす
設備とする。
 - 一 オゾン層破壊物質を充てんすることができないこと。
 - 二 オゾン層破壊物質を含む構成機器を取り外すことができないこと

(焼却設備を用いなくて焼却が認められる船舶発生油等)

第十二条の十七の十六 法第十九条の三十五の四第二項第一号の国土交
通省令で定める船舶発生油等は、燃料油及び潤滑油の浄化、機関区域
における油の漏出等により生じる油性残留物(法第十九条の三十五の

第十二条の十七の六 法第十九条の二十一第一項の規定により、令第十
一条の十第一項の表第一号及び第二号に掲げる海域に入域する場合で
あつて、同条第二項第一号イに掲げる基準に適合する燃料油の使用を
開始するときは、次に掲げる事項を航海日誌に記載するものとする。

- 一 使用を開始した時刻
- 二 使用を開始した時刻における船舶の位置
- 三 令第十一条の十第二項第一号イに掲げる基準に適合する燃料油の
搭載量

(オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は設備の設置に係る禁止の適
用除外)

第十二条の十七の十五 法第十九条の二十五の国土交通省令で定める特
別の用途のものは、海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船
舶とする。

- 2 法第十九条の二十五の国土交通省令で定めるオゾン層破壊物質が放
出されるおそれがないものは、次に掲げる要件のすべてを満たす設備
とする。
 - 一 オゾン層破壊物質を充てんすることができないこと。
 - 二 オゾン層破壊物質を含む構成機器を取り外すことができないこと

(焼却設備を用いなくて焼却が認められる船舶発生油等)

第十二条の十七の十六 法第十九条の二十六第二項第一号の国土交通省
令で定める船舶発生油等は、燃料油及び潤滑油の浄化、機関区域にお
ける油の漏出等により生じる油性残留物(法第十九条の二十六第一項

四第一項の規定により焼却してはならないものを除く。)とする。

(船舶発生油等焼却設備取扱手引書の記載事項)

第十二条の十七の十七 法第十九条の三十五の四第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

(報告書の提出等)

第三十七条の三の四 船級協会は、法第十九条の十五第二項の規定による放出量確認、承認又は交付を行った場合は、速やかに、同項の規定による放出量確認、承認又は交付に関する報告書を地方運輸局長(船舶又は物件が本邦にある場合にあつては当該船舶又は物件の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸支局(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第二一号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。))を除く。))、同令別表第五二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項の規定により沖繩総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するもの(以下「運輸支局等」という。))の長を含む。))、船舶又は物件が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下この条、第三十七条の三の八及び第三十七条の六において同じ。)に提出しなければならない。

2〜4 (略)

第二款 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等に係る船級

の規定により焼却してはならないものを除く。)とする。

(船舶発生油等焼却設備取扱手引書の記載事項)

第十二条の十七の十七 法第十九条の二十六第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

(報告書の提出等)

第三十七条の三の四 船級協会は、法第十九条の十五第二項の規定による放出量確認、承認又は交付を行った場合は、速やかに、同項の規定による放出量確認、承認又は交付に関する報告書を地方運輸局長(船舶又は物件が本邦にある場合にあつては当該船舶又は物件の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸支局(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第二一号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。))を除く。))、同令別表第五二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項の規定により沖繩総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するもの(以下「運輸支局等」という。))の長を含む。))、船舶又は物件が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下この条及び第三十七条の六において同じ。)に提出しなければならない。

2〜4 (略)

(新設)

協会の登録

(二) 酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等に係る船級協会の登録の申請)

第三十七条の三の六 法第十九条の三十第一項（法第十九条の三十第三項において準用する法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。）の規定により法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が承認又は確認を行おうとする事業所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が承認及び確認の業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあつては、これに準ずるもの）及び履歴書

三 確認に用いる法別表第一の三に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

(新設)

- 四 承認又は確認を行う者の氏名及び経歴を記載した書類
- 五 承認又は確認を行う者が、法第十九条の三十第三項において準用する法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第二号に該当する者であることを証する書類
- 六 登録を受けようとする者が、法第十九条の三十第三項において準用する法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(帳簿の記載等)

第三十七条の三の七 法第十九条の三十第三項において準用する法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 船名
 - 二 船舶番号
 - 三 総トン数
 - 四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 承認又は確認を行った年月日及び場所
 - 六 承認又は確認を行った事業所の名称
 - 七 承認又は確認の結果
 - 八 その他承認又は確認の実施状況に関する事項
- 2 法第十九条の三十第三項において準用する法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の帳簿は、承認又は確認の業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

(新設)

(報告書の提出等)

第三十七条の三の八 船級協会は、法第十九条の三十第二項の規定による承認又は確認を行った場合は、速やかに、同項の規定による承認又は確認に関する報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 船名
- 二 船舶番号
- 三 総トン数
- 四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 承認又は確認を行った年月日及び場所
- 六 承認又は確認を行った事業所の名称
- 七 承認又は確認の結果

3 地方運輸局長は、第一項の規定により提出された報告書の審査に当たり必要があると認めるときは、船級協会に対し、法第十九条の三十第二項の規定による承認又は確認の依頼者から提出された図面その他必要な書類の提出を求めることができる。

4 国土交通大臣は、船級協会の行った法第十九条の三十第二項の規定による承認又は確認が適当でないとき認められる場合は、同項の規定による承認又は確認のやり直しその他の処分を命ずることができる。

(準用)

第三十七条の三の九 船舶安全法施行規則第三章の二第一節(第四十七條、第四十七條の三、第四十七條の八、第四十七條の十一及び第四十七條の十二を除く。)の規定は、法第十九条の三十第一項の規定による登録並びに同条第二項の船級協会並びに船級協会が行う承認及び確認について準用する。この場合において、同令第四十七條の七第五号

(新設)

(新設)

中「検定員」とあるのは「承認員」と読み替えるものとする。

第三款 検査に係る船級協会の登録

第三十七条の四、第三十七条の七 (略)

(立入検査の身分証明書)

第三十九条 法第十九条の十五第三項(法第十九条の三十第三項又は法第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。)、法第十九条の四十九第三項又は法第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第二項の職員の身分を示す証票は第七号様式によるものとする。

2 (略)

第二款 検査に係る船級協会の登録

第三十七条の四、第三十七条の七 (略)

(立入検査の身分証明書)

第三十九条 法第十九条の十五第三項(法第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。)、法第十九条の四十九第三項又は法第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第二項の職員の身分を示す証票は第七号様式によるものとする。

2 (略)

船 出 帳

第1号の5様式 (第12条の3の6関係)
 船舶発生廃棄物記録簿
 RECORD OF GARBAGE DISCHARGES

船名 _____
 Ship's Name _____
 船舶番号又は信号符字 _____
 Distinctive No., or Letters _____
 IMO NO. _____
 期 間 _____ から _____ まで
 Period _____ from _____ to _____

日時	船舶の位置	海洋に排出される廃棄物の概量	受入施設へ排出又は他の船舶に移載する廃棄物の概量	焼却される廃棄物の概量	証明/署名
Date / time	Position of the Ship	Estimated Amount Discharged into Sea (m ³)	Estimated Amount Discharged to Reception Facilities or to other ship (m ³)	Estimated Amount Incinerated (m ³)	Certification / Signature
		種類2 種類3 種類4 種類5 種類6 CAT.2 CAT.3 CAT.4 CAT.5 CAT.6			

船長の署名 _____ 日付 _____
 Master's Signature: _____ Date: _____

船 出 帳

第1号の5様式 (第12条の3の6関係)
 船舶発生廃棄物記録簿
 RECORD OF GARBAGE DISCHARGES

船名 _____
 Ship's Name _____
 船舶番号又は信号符字 _____
 Distinctive No., or Letters _____
 IMO NO. _____
 期 間 _____ から _____ まで
 Period _____ from _____ to _____

日時	船舶の位置/備考(事故による排出に関する事項等)	廃棄物の種類	排出され、又は焼却される廃棄物の概量	海洋に排出される廃棄物の概量	受入施設へ排出される廃棄物の概量	焼却される廃棄物の概量	証明/署名
Date / time	Position of the Ship / Remarks (e.g., accidental loss)	Category	Estimated Amount Discharged or Incinerated (m ³)	To Sea (m ³)	To Reception Facility (m ³)	Incineration (m ³)	Certification / Signature

船長の署名 _____ 日付 _____
 Master's Signature: _____ Date: _____

備考

1 廃棄物の分類は以下のとおりとする。

Garbage is to be grouped into categories for the purposes of this record as follows

種類A: プラスチック

Category A: Plastics

種類B: 食物くず

Category B: Food Wastes

種類C: 船上一般廃棄物 (紙製品、布、ガラス、金属、瓶、陶磁器等)

Category C: Domestic Wastes (e.g., paper products, rags, glass, metal, bottles, crockery, etc.)

種類D: 料理油

Category D: Cooking Oil

種類E: 焼却炉の灰

Category E: Incinerator Ashes

種類F: 運航上の廃棄物

Category F: Operational Wastes

種類G: 貨物の残留物

Category G: Cargo Residues

種類H: 動物の死体

Category H: Animal Carcass(es)

種類I: 漁具

Category I: Fishing Gear

(削除)

2 貨物の残留物を排出する場合には、排出の開始時及び終了時における船舶の位置を記録すること。

3 本記録簿は、日本語により記載するほか、英語、フランス語又はスペイン語により記載すること。

備考

1 廃棄物の分類は以下のとおりとする。

種類1: プラスチック

種類2: 浮遊性のダンネージ、ライニング又は包装材料

種類3: 粉碎された紙製品、布、ガラス、金属、瓶、陶磁器等

種類4: 貨物の残留物、紙製品、布、ガラス、金属、瓶、陶磁器等

種類5: 食物くず

種類6: プラスチック以外の焼却炉の灰

2 バルティック海域、北海海域及び南極海域においては、食物くず以外のいかなる廃棄物の排出も禁止されている。海洋に排出した廃棄物は、その種類毎に分類しなければならぬ。受入施設に排出される廃棄物であつて種類1以外のものは総量のみ記載すればよい。

3 貨物の残留物を排出する場合には、排出の開始時及び終了時における船舶の位置を記録すること。

4 本記録簿は、日本語により記載するほか、英語、フランス語又はスペイン語により記載すること。

第7号様式 (第39条関係)

(一)

第 立 入 検 査 証

官 氏 名

年 月 日 生

号

35 ミリメートル

24 ミリメートル

6 センチメートル

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の15第3項(法第19条の30第3項又は法第19条の46第3項において準用する場合を含む。)、法第19条の49第3項又は法第43条の9第2項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

国土交通大臣 印

年 月 日 発行

年 月 日 まで有効

9 センチメートル

第7号様式 (第39条関係)

(一)

第 立 入 検 査 証

官 氏 名

年 月 日 生

号

35 ミリメートル

24 ミリメートル

6 センチメートル

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の15第3項(法第19条の46第3項において準用する場合を含む。)、法第19条の49第3項又は法第43条の9第2項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

国土交通大臣 印

年 月 日 発行

年 月 日 まで有効

9 センチメートル

(三)

	6センチメートル
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律抜粋 (船級協会の放出量確認等)
	第十九条の十五
	3 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第三章第一節(第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号第二十五条の三十四第四項の規定の準用に係る部分に限る。)並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会並びに確認、承認及び交付について準用する。(後段略)
	(船級協会の検査)
	第十九条の四十六
	3 第十九条の十五第三項の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会及び検査について準用する。(後段略)
	9センチメートル

(三)

	6センチメートル
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律抜粋 (船級協会の放出量確認等)
	第十九条の十五
	3 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第三章第一節(第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号第二十五条の三十四第四項の規定の準用に係る部分に限る。)並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会並びに確認、承認及び交付について準用する。(後段略)
	(船級協会による二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等)
	第十九条の三十
	3 第十九条の十五第三項の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会並びに承認及び確認について準用する。(後段略)
	(船級協会の検査)
	第十九条の四十六
	3 第十九条の十五第三項の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会及び検査について準用する。(後段略)
	9センチメートル

○船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができものの水質の基準を定める省令（昭和四十七年運輸省令第五十号）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号）第四条の二第一項第四号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる物質を含む洗浄剤を含まないこと。</p> <p>イ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十条の二の三の告示で定める物質</p> <p>ロ 日本工業規格Z七二五二（GHSに基づく化学物質等の分類方法）に規定する発がん性、生殖細胞変異原性又は生殖毒性を有する物質</p> <p>二 国土交通大臣が定める方法により検定した場合における別表上欄に掲げる項目ごとの検出値が、それぞれ同表下欄に掲げるとおりであること。</p> <p>（削る）</p>	<p>1 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号）第四条の二第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、別表上欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 前項に規定する基準は、国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。</p>

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令

目次

第一章～第十一章（略）

第十二章 二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指

標（第四十七条―第四十九条）

第十三章 雑則（第五十条）

附則

（船舶発生油等焼却設備）

第四十五条 法第十九条の三十五の四第二項本文の国土交通省令で定める船舶発生油等焼却設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～十（略）

2（略）

第十二章 二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標

現行

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令

目次

第一章～第十一章（略）

（新設）

第十二章 雑則（第四十七条）

附則

（船舶発生油等焼却設備）

第四十五条 法第十九条の二十六第二項本文の国土交通省令で定める船舶発生油等焼却設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～十（略）

2（略）

（新設）

(二酸化炭素放出抑制航行手引書)

第四十七条 法第十九条の二十五第二項に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書には、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶職員が使用する言語により次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に係る二酸化炭素の放出の抑制に関する目標

二 当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための取組の具体的な内容

三 当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に係る二酸化炭素の放出状況の確認方法

四 第二号に規定する取組の実施状況に係る評価に関する事項

五 法第十九条の二十六第一項の確認を受けなければならない二酸化炭素放出抑制対象船舶にあつては、当該確認に係る同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標

(二酸化炭素放出抑制指標の算定に係る二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行)

第四十八条 法第十九条の二十六第一項の規定による二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行は、次の各号のいずれにも該当するところにより行わせるものとする。

一 無風状態で航行させること。

二 静穏な海域において航行させること。

三 次の表の上欄に掲げる船舶の用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる喫水の状態で開催させること。

船舶の用途

喫水

(新設)

(新設)

<p>一 コンテナ船（二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省令・環境省令第 号）第一条第五項に規定するコンテナ船をいう。以下この条及び次条において同じ。）</p>	<p>載貨重量トン数に十分の七を乗じて得た値の重量の貨物等を積載した場合における喫水</p>
<p>二 コンテナ船以外の船舶</p>	<p>満載喫水線規則第三十六条に規定する夏期満載喫水線（同令第六十五条の二（同令第六十六条の規定により準用する場合を含む。）に規定する海水満載喫水線を有する船舶にあつては当該海水満載喫水線、夏期満載喫水線及び海水満載喫水線を有しない船舶にあつては同令第三章第一節及び第二節の規定により算定した海水満載喫水線に相当する喫水線）における喫水</p>

（二酸化炭素放出抑制指標の算定の基準）

第四十九条 法第十九条の二十六第一項第一号の国土交通省令で定める二酸化炭素放出抑制指標の算定の技術上の基準は、次の算式のとおり

（新設）

とする。

$CO_2Me + CO_2Ae - CO_2R$

V・CAP

CO_2Me

は、船舶の主たる推進力を得るための原動機（以下この条において「主機」という。）をその連続最大出力の七十五パーセントの出力で運転した際に主機から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質量（グラム）

CO_2Ae

は、主機以外の原動機（以下この条において「補助機関」という。）

を航行中の船舶において通常必要な電力を供給するための出力で運転した際に補助機関から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質量（二酸化炭素放出抑制装置（二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に係る二酸化炭素の放出量を抑制するための装置をいう。以下同じ。）を設置した船舶にあつては、当該装置を使用した場合に補助機関から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質量）（グラム）

CO_2R

は、二酸化炭素放出抑制装置を設置した船舶において、 CO_2Me の値から

、当該装置を使用し、かつ、第四十八条に規定するところにより船舶をVの速力で航行させた場合に主機から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質量を減じた値（グラム）

V

は、主機をその連続最大出力の七十五パーセントの出力で運転し、

かつ、第四十八条に規定するところにより船舶を航行させた場合の当該船舶の速力（二酸化炭素放出抑制装置を設置した船舶にあつては、当該装置を使用しなかつた場合における当該船舶の速力）（ノット）

CAP

は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、二酸化炭素放出抑制対象船舶の用途、構造等を考慮して地方運輸局長が差し支えないと認める場合は

、地方運輸局長の指示するところによることができる。

船舶の用途	CAP
一 コンテナ船	載貨重量トン数に十分の七を乗じて得た値
二 旅客船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条に規定する旅客船をいう。以下この条において同じ。）	総トン数
三 コンテナ船及び旅客船以外の船舶	載貨重量トン数

第十三章 雑則

（排他的経済水域等における適用関係）

第五十条 法第五十一条の五の規定により読み替えて適用される排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第三条第一項の規定に基づき、排他的経済水域又は大陸棚における第二議定書締約国の船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染、地球温暖化及びオゾン層の破壊に係る環境の保全並びに同項第四号に掲げる事項に法の規定が適用される場合における当該船舶に対するこの省令の規定の適用については、第四十四条及び第四十五条の規定にかかわらず、当該船舶（排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二

第十二章 雑則

（排他的経済水域等における適用関係）

第四十七条 法第五十一条の五の規定により読み替えて適用される排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第三条第一項の規定に基づき、排他的経済水域又は大陸棚における第二議定書締約国の船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染及びオゾン層の破壊に係る環境の保全並びに同項第四号に掲げる事項に法の規定が適用される場合における当該船舶に対するこの省令の規定の適用については、第四十四条及び第四十五条の規定にかかわらず、当該船舶（排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）第一

百号) 第一条に規定する特定外国船舶であるものに限る。) に設置されている揮発性物質放出防止設備及び船舶発生油等焼却設備に係る技術上の基準は、当該船舶が国籍を有する国の法令で定める基準に適合するものとする。

条に規定する特定外国船舶であるものに限る。) に設置されている揮発性物質放出防止設備及び船舶発生油等焼却設備に係る技術上の基準は、当該船舶が国籍を有する国の法令で定める基準に適合するものとする。

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則</p> <p>目次</p> <p>第一章～第一章の三 （略）</p> <p>第一章の四 機構の小型船舶用原動機放出量確認等事務の実施等（第一条の十七―第一条の十九）</p> <p>第一章の五 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認（第一条の二十一―第一条の二十七）</p> <p>第一章の六 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書（第一条の二十八―第一条の三十三）</p> <p>第二章～第五章 （略）</p> <p>附則</p> <p>第一章の五 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認</p> <p>（法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める総トン数）</p>	<p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則</p> <p>目次</p> <p>第一章～第一章の三 （略）</p> <p>第一章の四 機構の小型船舶用原動機放出量確認等事務の実施等（第一条の十七―第一条の十九）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第二章～第五章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

第一条の二十 法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める総トン数は、四百トンとする。

(新設)

(特別の用途の船舶)

第一条の二十一 法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める特別の用途の船舶は、海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶とする。

(新設)

(船舶の改造)

第一条の二十二 法第十九条の二十五第一項後段の国土交通省令で定める改造は、次に掲げる改造とする。

(新設)

一 船舶の主要寸法又は積載容量の変更を伴う改造

二 船舶の種類を変更する改造

三 船舶の主たる推進力を得るための原動機(次条において「主機」という。)の連続最大出力を変更する改造

四 二酸化炭素放出抑制装置(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令(昭和五十八年運輸省令第三十八号)第四十九条に規定する二酸化炭素放出抑制装置をいう。第一条の二十六第一項第三号において同じ。)の全部若しくは一部の変更又は取替えを伴う改造(当該装置の性能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。)

五 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる改造と同等以上に二酸化炭素の放出量を増大させ、又は減少させるものとして国土交通大臣が認める改造

(航海の態様が特殊な船舶及び構造が特殊な推進機関)

第一条の二十三 法第十九条の二十六第二項の航海の態様が特殊なものとして国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 船舶安全法施行規則第一条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる船舶

二 海上保安庁の使用する船舶

三 前二号に掲げるもののほか、航海の態様が特殊なものとして国土交通大臣が定める船舶

2 法第十九条の二十六第二項の構造が特殊なものとして国土交通省令で定める推進機関は、次に掲げる推進機関とする。

一 電気推進機関

二 主機にタービンを使用する推進機関

三 前二号に掲げるもののほか、構造が特殊なものとして国土交通大臣が定める推進機関

(手引書承認等の引継ぎ)

第一条の二十四 法第十九条の二十五第一項に規定する承認及び法第十九条の二十六第一項に規定する確認(以下「指標確認」という。)(以下「手引書承認等」という。)を申請した者は、申請に係る二酸化炭素放出抑制対象船舶が当該手引書承認等を申請した地方運輸局長以外の地方運輸局長の管轄する区域内に移転した場合は、当該手引書承認等を申請した地方運輸局長に手引書承認等引継申請書(第一号の五の二様式)を提出して、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の新たな所在地を管轄する地方運輸局長への手引書承認等の引継ぎを受けることができる。

(手引書承認等の申請)

(新設)

(新設)

第一条の二十五 手引書承認等を受けようとする者は、手引書承認等申請書（第一号の五の三様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

（新設）

（添付書類）

第一条の二十六 手引書承認等申請書には、指標確認を受けなければならない場合にあつては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（新設）

一 船舶の製造仕様書

二 二酸化炭素放出抑制指標に関する計算書

三 二酸化炭素放出抑制装置を設置する場合にあつては、次の書類

イ 二酸化炭素放出抑制装置の製造仕様書

ロ 二酸化炭素放出抑制装置の構造及び配置を示す図面

2 地方運輸局長は、手引書承認等のため必要があると認める場合において前項各号に掲げる書類のほか必要な書類の添付を求め、又は同項各号に掲げる書類の一部についてその添付の省略を認めることができる。

（指標確認の準備）

第一条の二十七 指標確認を受けようとする者は次に掲げる準備をするものとする。

（新設）

一 船舶（第一条の二十二各号に掲げる改造を行つた場合においては、当該改造後の船舶。次号において同じ。）の設計についての水槽による推進性能試験

二 船舶についての実地による推進性能試験

2 地方運輸局長は、指標確認のため必要があると認める場合において前項の準備のほか必要な準備を求め、又は同項の準備の一部について

その省略を認めることができる。

第一章の六 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書

(国際二酸化炭素放出抑制船舶証書)

第二十八 法第十九条の二十七第一項の規定により交付する国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、第一号の五の四様式によるものとする。

(新設)

(国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付申請)

第二十九 法第十九条の三十第二項の船級協会(次項において単に「船級協会」という。)が二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を行い、かつ、船級の登録をした二酸化炭素放出抑制対象船舶(以下「二酸化炭素放出抑制対象船舶」という。)に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けようとする者は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付申請書(第一号の五の五様式)を地方運輸局長に提出しなければならない。

(新設)

2 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 船級協会の二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認に関する書類
- 二 船級協会の二酸化炭素放出抑制指標に係る確認に関する書類(指標確認を受けなければならない船舶に限る。)
- 三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

(国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の再交付)

第三十 船舶所有者は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を滅失

(新設)

し、又はき損した場合は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書再交付申請書（第一号の五の六様式）を地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

2 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書再交付申請書には、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書（き損した場合に限る。）及び二酸化炭素放出抑制航行手引書を添付しなければならない。

3 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、その効力を失うものとする。

（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の書換え）

第一条の三十一 船舶所有者は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書書換申請書（第一号の五の七様式）を地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

2 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書書換申請書には、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書及び二酸化炭素放出抑制航行手引書を添付しなければならない。

3 第一項の規定により国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の書換えを受けようとする事項が船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第五条第二項に規定する船舶国籍証書又は同法第十三条第一項に規定する仮船舶国籍証書に記載された事項に係るものである場合は、これを地方運輸局長に提示しなければならない。

4 地方運輸局長は、第一項の規定による国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の書換えの申請があつた場合において、その変更が臨時的なもの

（新設）

であると認めるときは、書換えに代えて当該国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の裏面にその記載事項の一部を変更した旨及びその変更が効力を有する期間を記載するものとする。

(国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の返納)

第一条の三十二 船舶所有者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する国際二酸化炭素放出抑制船舶証書（第三号の場合にあつては、発見した国際二酸化炭素放出抑制船舶証書）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。

二 船舶が法第十九条の二十五第一項に規定する二酸化炭素放出抑制対象船舶でなくなつたとき。

三 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を滅失したことにより国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の再交付を受けた後、その滅失した国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を発見したとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、船舶が国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を受有することを要しなくなつたとき。

(第二議定書締約国の船舶に対する証書の交付)

第一条の三十三 法第十九条の三十五の規定により交付する第二議定書締約国の船舶に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に相当する証書は、当該第二議定書締約国の政府の要請に基づいて交付した旨記載された第一条の二十八に規定する国際二酸化炭素放出抑制船舶証書とする。

2 第一条の二十五の規定は法第十九条の三十五第一項に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認に相当する承認及び法第十九条の三

(新設)

(新設)

十五第二項に規定する二酸化炭素放出抑制指標に係る確認に相当する確認（以下「相当指標確認」という。）（以下「相当手引書承認等」という。）について、第一条の二十七の規定は相当指標確認について、それぞれ準用する。

3 地方運輸局長は、相当手引書承認等を行う場合において、当該相当手引書承認等に必要な書類の提出を求めることができる。

（検査対象船舶）

第二条（略）

2 法第九条の三第一項に規定する設備（同条第三項に規定する船舶にあつては、その貨物艙を含む。）に係る法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の国土交通省令で定める船舶は、有害液体物質ばら積船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第一条第五項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。以下同じ。）とする。

3 6（略）

（臨時航行検査）

第十六条 臨時航行検査は、次の各号の一に該当するときに行うものとする。

一（略）

二 船舶を改造し、整備し、若しくは解撤するため、又は法定検査若しくは船舶法による総トン数の測度を受けるため、これを改造、整備若しくは解撤する場所又は法定検査若しくは船舶法による総トン数の測度を受ける場所に回航しようとするとき。

（検査対象船舶）

第二条（略）

2 法第九条の三第一項に規定する設備（同条第三項に規定する船舶にあつては、その貨物艙を含む。）に係る法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の国土交通省令で定める船舶は、有害液体物質ばら積船（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第一条第五項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。以下同じ。）とする。

3 6（略）

（臨時航行検査）

第十六条 臨時航行検査は、次の各号の一に該当するときに行うものとする。

一（略）

二 船舶を改造し、整備し、若しくは解撤するため、又は法定検査若しくは船舶法（明治三十二年法律第四十六号）による総トン数の測度を受けるため、これを改造、整備若しくは解撤する場所又は法定検査若しくは船舶法による総トン数の測度を受ける場所に回航しよ

三 (略)

(海洋汚染等防止証書の交付申請)

第十九条 法第十九条の四十六第二項の船級協会（以下単に「船級協会」という。）が海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶（以下「検査対象船舶」という。）に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者は、海洋汚染等防止証書交付申請書（第七号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

2・3 (略)

(海洋汚染等防止証書の有効期間)

第二十条の二 海洋汚染等防止証書の有効期間は、交付の日から定期検査（検査対象船舶級船にあつては、船級協会が法第十九条の四十六第二項の規定により行う定期検査に相当する検査。以下この条、第二十一条第一項、第二十一条の二第一項及び第二十二条において「定期検査等」という。）に合格した日から起算して五年（前条に規定する船舶にあつては、六年。以下この条において同じ。）を経過する日までの間とする。ただし、法第十九条の三十七第六項各号に掲げる場合又は検査対象船舶が海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日以降に定期検査等に合格した場合（改造又は修理のため当該検査対象船舶を長期航行の用に供することができない場合その他地方運輸局長がやむを得ないと認める場合を除く。）は、交付の日から当該海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日

うとするとき。

三 (略)

(海洋汚染等防止証書の交付申請)

第十九条 法第十九条の四十六第二項の船級協会（以下単に「船級協会」という。）が海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶（以下「船舶」という。）に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者は、海洋汚染等防止証書交付申請書（第七号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

2・3 (略)

(海洋汚染等防止証書の有効期間)

第二十条の二 海洋汚染等防止証書の有効期間は、交付の日から定期検査に合格した日から起算して五年（前条に規定する船舶にあつては、六年。以下この条において同じ。）を経過する日までの間とする。ただし、船舶が、海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日の三月前から当該期間が満了する日までの間に定期検査に合格した場合又は海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日以降に定期検査に合格した場合（改造又は修理のため当該船舶を長期航行の用に供することができない場合その他地方運輸局長がやむを得ないと認める場合を除く。）は、交付の日から当該海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの間とする。

までの間とする。

(海洋汚染等防止証書の有効期間の延長)

第二十一条 法第十九条の三十七第二項ただし書の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 国際航海に従事する検査対象船舶（次号の船舶を除く。）が、海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は定期検査等を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。

二 国際航海に従事する検査対象船舶であつて航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものが、海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

三 国際航海に従事しない検査対象船舶が、海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

2 前項第一号に規定する事由がある検査対象船舶にあつては、地方運輸局長又は日本の領事官は、申請により、当該海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該海洋汚染等防止証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合におけるその終了した日後の期間については、この限りでない。

3 第一項第二号及び第三号に規定する事由がある検査対象船舶にあつては、地方運輸局長又は日本の領事官は、申請により当該海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該海洋汚染等防止証書の有効期間を延

(海洋汚染等防止証書の有効期間の延長)

第二十一条 法第十九条の三十七第二項ただし書（法第十九条の四十三第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 国際航海に従事する船舶（次号の船舶を除く。）が、外国の港から本邦の港又は定期検査を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。

二 国際航海に従事する船舶であつて航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものが航海中となること。

三 国際航海に従事しない船舶が航海中となること。

2 前項第一号に規定する事由がある船舶にあつては、地方運輸局長又は日本の領事官は、申請により、当該海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該海洋汚染等防止証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合におけるその終了した日後の期間については、この限りでない。

3 第一項第二号及び第三号に規定する事由がある船舶にあつては、地方運輸局長又は日本の領事官は、申請により当該海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該海洋汚染等防止証書の有効期間を延長するこ

長することができる。

4 6 (略)

第二十一条の二 法第十九条の三十七第五項の国土交通省令で定める事由は、検査対象船舶が、定期検査等を外国において受けた場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により、当該定期検査等に合格した後速やかに、当該定期検査等に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けることが困難であることとする。

2 法第十九条の三十七第五項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を地方運輸局長に提出し、検査対象船舶に前項に規定する事由がある旨の確認を受けなければならない。この場合において、検査対象船舶に係る確認を受けようとする者にあつては、当該書面に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 海洋汚染等防止証書の写し

二 海洋汚染等防止検査手帳の写し

三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

3 地方運輸局長は、検査対象船舶以外の検査対象船舶に係る前項の確認を行ったときは、第六条第一項の規定により提出された海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳を定期検査を申請した者に返付するものとする。

4 前項の規定により海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳の返付を受けた者は、当該海洋汚染等防止証書の有効期間の満了前に受けた定期検査に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けようとするときは、従前の海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳を地方運輸局長に提出しなければならない。

とができる。

4 6 (略)

(新設)

(海洋汚染等防止証書の有効期間の満了)

第二十二條 従前の海洋汚染等防止証書の有効期間の満了前に、定期検査を受け、当該定期検査等に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けた場合は、従前の海洋汚染等防止証書の有効期間は、満了したものとみなす。

2 (略)

(臨時海洋汚染等防止証書の交付申請)

第二十四條 検査対象船舶級船に係る臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者は、臨時海洋汚染等防止証書交付申請書(第十号様式)を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 (略)

(国際海洋汚染等防止証書の有効期間の延長)

第二十八條 法第十九条の四十三第四項において準用する法第十九条の三十七第二項ただし書の規定による国際海洋汚染等防止証書の有効期間の延長を申請しようとする者は、海洋汚染等防止証書等有効期間延長申請書(第八号様式)を地方運輸局長又は日本の領事官に提出しなければならない。

2 (略)

3 第二十一条第一項から第三項まで及び第六項の規定は、国際海洋汚染等防止証書について準用する。

第二十八條の二 法第十九条の四十三第四項において準用する法第十九条の三十七第五項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を地方運輸局長に提出し、検査対象船舶に第五項において準

(海洋汚染等防止証書の有効期間の満了)

第二十二條 第十三条の規定により海洋汚染等防止証書の有効期間の満了前に定期検査を受けた場合は、当該海洋汚染等防止証書の有効期間は、満了したものとみなす。

2 (略)

(臨時海洋汚染等防止証書の交付申請)

第二十四條 船舶級船に係る臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者は、臨時海洋汚染等防止証書交付申請書(第十号様式)を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 (略)

(国際海洋汚染等防止証書の有効期間の延長)

第二十八條 国際海洋汚染等防止証書の有効期間の延長を申請しようとする者は、海洋汚染等防止証書等有効期間延長申請書(第八号様式)を地方運輸局長又は日本の領事官に提出しなければならない。

2 (略)

3 第二十一条第二項、第三項及び第六項の規定は、国際海洋汚染等防止証書について準用する。

(新設)

用する第二十一条の二第一項に規定する事由がある旨の確認を受けなければならぬ。この場合において、検査対象船舶に係る確認を受けようとする者にあつては、国際海洋汚染等防止証書の写しを添付しなければならない。

2 地方運輸局長は、検査対象船舶以外の検査対象船舶に係る前項の確認を行ったときは、第六条第一項の規定により提出された国際海洋汚染等防止証書の裏面に当該検査対象船舶が法第十九条の三十七第五項の規定の適用を受けている旨を記載して、定期検査を申請した者に返付するものとする。

3 船級協会は、検査対象船舶に係る第一項の確認を受けた者からの申請により、国際海洋汚染等防止証書の裏面に当該検査対象船舶が法第十九条の三十七第五項の規定の適用を受けている旨を記載するものとする。

4 第二項の規定により国際海洋汚染等防止証書の返付を受けた者は、当該国際海洋汚染等防止証書の有効期間の満了前に受けた定期検査に係る国際海洋汚染等防止証書の交付を受けようとするときは、従前の国際海洋汚染等防止証書を地方運輸局長に提出しなければならない。

5 第二十一条の二第一項の規定は、国際海洋汚染等防止証書について準用する。

(海洋汚染等防止証書等の返付等)

第三十二条 地方運輸局長は、中間検査、臨時検査又は臨時航行検査の結果、海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備が法第五条第四項若しくは法第五条の二、法第九条の三第二項若しくは第三項、法第十条の二第二項又は法第十九条の七第四項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項若しくは第十九条の三十五の四第二項

(海洋汚染等防止証書等の返付等)

第三十二条 地方運輸局長は、中間検査、臨時検査又は臨時航行検査の結果、海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備が法第五条第四項若しくは法第五条の二、法第九条の三第二項若しくは第三項、法第十条の二第二項又は法第十九条の七第四項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項若しくは第十九条の二十六第二項に規

に規定する技術上の基準（以下この項において「技術基準」という。）

（に適合すると認める場合は、第六条第一項の規定により提出された海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳及び国際海洋汚染等防止証書（臨時航行検査にあつては、海洋汚染等防止検査手帳）を当該検査の申請者に返付するものとする。この場合において、国際海洋汚染等防止証書については、その裏面に技術基準に適合すると認められた旨（中間検査を行った場合に限る。）を記載するものとする。

2 船級協会は、国際海洋汚染等防止証書を受有する検査対象船級船が法第十九条の四十六第二項に規定する検査（中間検査に相当する検査に限る。）に合格した場合は、当該国際海洋汚染等防止証書の裏面に当該検査に合格した旨を記載するものとする。

（手数料）

第四十五条（略）

2（略）

3 手引書承認等又は相当手引書承認等を受けようとする者は、別表第一の五に定める額（電子情報処理組織により申請をする場合にあつては、別表第一の六に定める額）の手数料を納付しなければならない。

4 外国において手引書承認等を受ける場合における手引書承認等の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。

5 5 7（略）

8 国際大気汚染防止原動機証書の再交付若しくは書換え、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の再交付若しくは書換え、海洋汚染等防止証書の再交付若しくは書換え、国際海洋汚染等防止証書の交付、再交付若しくは書換え、臨時海洋汚染等防止証書若しくは海洋汚染等防止検査

定する技術上の基準（以下この項において「技術基準」という。）に

適合すると認める場合は、第六条第一項の規定により提出された海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳及び国際海洋汚染等防止証書（臨時航行検査にあつては、海洋汚染等防止検査手帳）を当該検査の申請者に返付するものとする。この場合において、国際海洋汚染等防止証書については、その裏面に技術基準に適合すると認められた旨（中間検査を行った場合に限る。）を記載するものとする。

2 船級協会は、国際海洋汚染等防止証書を受有する船級船が法第十九条の四十六第二項に規定する検査（中間検査に相当する検査に限る。）に合格した場合は、当該国際海洋汚染等防止証書の裏面に当該検査に合格した旨を記載するものとする。

（手数料）

第四十五条（略）

2（略）

（新設）

3 5（略）

6 国際大気汚染防止原動機証書の再交付若しくは書換え、海洋汚染等防止証書の再交付若しくは書換え、国際海洋汚染等防止証書の交付、再交付若しくは書換え、臨時海洋汚染等防止証書若しくは海洋汚染等防止検査手帳の再交付若しくは予備検査合格証明書の交付若しくは再

手帳の再交付若しくは予備検査合格証明書の交付若しくは再交付を受けようとする者又は二酸化炭素放出抑制対象船舶に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付若しくは検査対象船舶に係る海洋汚染等防止証書若しくは臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者は、別表第三に定める額（電子情報処理組織により交付、再交付又は書換えの申請をする場合にあつては、別表第三の二に定める額）の手数料を納付しなければならない。

9・10 (略)

(権限の委任)

第四十六条 法第十九条の四第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、法第十九条の五、法第十九条の六、法第十九条の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、法第十九条の九第一項、法第十九条の十四第一項、法第十九条の十八、法第十九条の二十五第一項、法第十九条の二十六第一項、法第十九条の二十七第一項及び第三項、法第十九条の三十五、法第十九条の三十六、法第十九条の三十七第一項、同条第二項ただし書及び第八項（法第十九条の四十三第四項において準用する場合を含む。）、法第十九条の三十八、法第十九条の三十九、法第十九条の四十（法第十九条の四十三第四項において準用する場合を含む。）、法第十九条の四十一、法第十九条の四十二、法第十九条の四十三第一項及び第二項並びに法第十九条の五十三に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長（船舶が本邦にある場合にあつては当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長、船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下この条において同じ。）が行う。

2 法第十九条の三十一第一項、同条第二項から第四項まで（法第十九

交付を受けようとする者又は船級船に係る海洋汚染等防止証書若しくは臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者は、別表第三に定める額（電子情報処理組織により交付、再交付又は書換えの申請をする場合にあつては、別表第三の二に定める額）の手数料を納付しなければならない。

7・8 (略)

(権限の委任)

第四十六条 法第十九条の四第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、法第十九条の五、法第十九条の六、法第十九条の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、法第十九条の九第一項、法第十九条の十四第一項、法第十九条の十八、法第十九条の三十六、法第十九条の三十七第一項、同条第二項ただし書及び第六項（法第十九条の四十三第四項において準用する場合を含む。）、法第十九条の三十八、法第十九条の三十九、法第十九条の四十（法第十九条の四十三第四項において準用する場合を含む。）、法第十九条の四十一、法第十九条の四十二、法第十九条の四十三第一項及び第二項並びに法第十九条の五十三に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長（船舶が本邦にある場合にあつては当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長、船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下この条において同じ。）が行う。

2 法第十九条の四十八第一項、同条第二項から第四項まで（法第十九

条の三十三第二項において準用する場合を含む。）、法第十九条の三十三第一項、法第十九条の四十八第一項、同条第二項から第四項まで（法第十九条の五十一第四項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の五十一第一項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長も行うことができる。

3・4 (略)

条の五十一第四項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の五十一第一項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長も行うことができる。

3・4 (略)

別表第一の五（第四十五条関係）

(新設)

手引書承認等（指標確認を受けなければならない場合に限る。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	83,500	102,400
手引書承認等（指標確認を受けなければならない場合を除く。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	9,200	15,500
相当手引書承認等（相当指標確認を受けなければならない場合に限る。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	83,500	102,400
相当手引書承認等（相当指標確認を受けなければならない場合を除く。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	9,200	15,500

別表第一の六（第四十五条関係）

(新設)

手引書承認等（指標確認を受けなければならない場合に限る。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	83,400	102,200
手引書承認等（指標確認を受けなければならない場合を除く。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	9,000	15,300
相当手引書承認等（相当指標確認を受けなければならない場合に限る。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	83,400	102,200
相当手引書承認等（相当指標確認を受けなければならない場合を除く。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	9,000	15,300

別表第三（第四十五条関係）

国際大気汚染防止原動機証書の再交付又は書換え	1 通につき	4,350円
国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の再交付又は書換え	1 通につき	4,200円
(略)	(略)	
予備検査合格証明書の再交付	1 通につき	2,950円
二酸化炭素放出抑制対象船舶に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付	1 通につき	3,400円
検査対象船舶に係る海洋汚染等防止証書の交付	1 通につき	3,750円
検査対象船舶に係る臨時海洋汚染等防止証書の交付	1 通につき	2,800円

別表第三（第四十五条関係）

国際大気汚染防止原動機証書の再交付又は書換え	1 通につき	4,350円
(新設)	(新設)	
(略)	(略)	
予備検査合格証明書の再交付	1 通につき	2,950円
(新設)	(新設)	
船舶に係る海洋汚染等防止証書の交付	1 通につき	3,750円
船舶に係る臨時海洋汚染等防止証書の交付	1 通につき	2,800円

別表第三の二（第四十五条関係）

国際大気汚染防止原動機証書の再交付又は書換え	1 通につき	4,150円
国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の再交付又は書換え	1 通につき	4,050円
(略)	(略)	
予備検査合格証明書の再交付	1 通につき	2,750円
二酸化炭素放出抑制対象船舶に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付	1 通につき	3,200円
検査対象船舶に係る海洋汚染等防止証書の交付	1 通につき	3,600円
検査対象船舶に係る臨時海洋汚染等防止証書の交付	1 通につき	2,650円

別表第三の二（第四十五条関係）

国際大気汚染防止原動機証書の再交付又は書換え	1 通につき	4,150円
(新設)	(新設)	
(略)	(略)	
予備検査合格証明書の再交付	1 通につき	2,750円
(新設)	(新設)	
船舶に係る海洋汚染等防止証書の交付	1 通につき	3,600円
船舶に係る臨時海洋汚染等防止証書の交付	1 通につき	2,650円

送 出 紙	戻 紙								
<p>第一号様式（第一条の五関係） 承認申請書</p> <p>(略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の検査等に関する規則第1条の5第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>(略)</p>	<p>第一号様式（第一条の五関係） 承認申請書</p> <p>(略)</p> <p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第1条の5第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>(略)</p>								
<p>第一号の様式（第一条の五の二関係）</p> <table border="1" data-bbox="478 672 534 1030"> <tr> <td>承認番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>承認年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>承認 証</p> <p>(略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の検査等に関する規則第1条の5の2第1項の規定により、交付する。</p> <p>(略)</p>	承認番号		承認年月日	年 月 日	<p>第一号の様式（第一条の五の二関係）</p> <table border="1" data-bbox="478 1030 534 1411"> <tr> <td>承認番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>承認年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>承認 証</p> <p>(略)</p> <p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第1条の5の2第1項の規定により、交付する。</p> <p>(略)</p>	承認番号		承認年月日	年 月 日
承認番号									
承認年月日	年 月 日								
承認番号									
承認年月日	年 月 日								
<p>第一号の様式（第一条の五の四関係） 承認証再交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の5の4第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>(略)</p>	<p>第一号の二の様式（第一条の五の四関係） 承認証再交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第1条の5の4第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>(略)</p>								
<p>第一号の様式（第一条の八関係） 放出量確認等引継申請書</p> <p>(略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の8の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>(略)</p>	<p>第一号の二の様式（第一条の八関係） 放出量確認等引継申請書</p> <p>(略)</p> <p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第1条の8の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>(略)</p>								
<p>第一号の様式（第一条の九関係） 放出量確認等申請書</p> <p>(略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の設備等の</p>	<p>第一号の二の様式（第一条の九関係） 放出量確認等申請書</p> <p>(略)</p> <p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対</p>								

<p>検査等に関する規則第1条の9の規定により、次のとおり申請します。 (略)</p>	<p>象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第1条の9の規定により、次のとおり申請します。 (略)</p>
<p>第一号の四様式 (第一条の十三関係) 国際大気汚染防止原動機証書再交付申請書 (略)</p>	<p>第一号の四様式 (第一条の十三関係) 国際大気汚染防止原動機証書再交付申請書 (略)</p> <p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第1条の13の第1項の規定により、次のとおり申請します。 (略)</p>
<p>第一号の五様式 (第一条の十四関係) 国際大気汚染防止原動機証書換申請書 (略)</p>	<p>第一号の五様式 (第一条の十四関係) 国際大気汚染防止原動機証書換申請書 (略)</p> <p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第1条の14の第1項の規定により、次のとおり申請します。 (略)</p>

第一号の五の様式（第一条の二十四関係）

手引書承認等引継申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

(新設)

海洋汚染防止等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の24の規定により、次のとおり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
引継ぎ後二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等を受けようとする時期	
引継ぎ後二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等を受けようとする場所	
二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等を受ける理由	
備考	

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号の五の三様式（第一条の二十五関係）

手引書承認等申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

(新設)

海洋汚染防止等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の25の規定により、次のとおり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
船舶籍又は定係港	用途
総トン数	載貨重量トン数
二酸化炭素放出抑制指標に係る確認の有無	
二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けようとする時期	
二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けようとする場所	
備考	

- (注)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 - 2 総トン数の欄には、法第51条の4の規定による総トン数を記載すること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号の五の四様式（第一条の二十八条関係）

(新設)

番号 第 号
Certificate No -----

国際二酸化炭素放出抑制船舶証書

INTERNATIONAL ENERGY EFFICIENCY CERTIFICATE



日本国
JAPAN

決議MEPC.203(62)によつて改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された同条約(以下「条約」という。)を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended by resolution MEPC.203(62), to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan:

船舶の要目

Particulars of ship

船名

Name of ship

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

船籍港

Port of registry

総トン数

Gross tonnage

国際海事機関船舶識別番号

IMO Number

この証書は、以下の事項を証明する。

THIS IS TO CERTIFY

- 1 当該船舶が条約の附属書VIの第5規則4に基づいて検査されたこと。
- 1 That the ship has been surveyed in accordance with regulation 5.4 of Annex VI of the Convention, and
- 2 検査の結果、この船舶が第20規則、第21規則及び第22規則の関係要件に適合していること。
- 2 That the survey shows that the ship complies with the applicable requirements in regulation 20, regulation 21 and regulation 22.

この証書の基となる検査が完了した日

Completion date of survey on which this Certificate is based: -----

において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of certificate)

(発給の日)

(Date of issue)

地方運輸局長
運輸監理部部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局海事事務所長
沖繩総合事務所長
運輸事務所長

(印章)

国際二酸化炭素放出抑制船舶証書 (IEE証書) の追補
Supplement to the International Energy Efficiency Certificate
(IEE Certificate)

二酸化炭素放出抑制に関する構造の記録
RECORD OF CONSTRUCTION RELATING TO ENERGY EFFICIENCY

注釈

Notes:

- 1 この記録は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に常に添付しておく。国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、いかなる時も船内に備えておく。
- 1 This Record shall be permanently attached to the IEE Certificate. The IEE Certificate shall be available on board the ship at all times.
- 2 記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が併記されている場合において記載の不一致がある場合には、発給国の公用語による記載が優先する。
- 2 The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing Party is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.
- 3 記入欄には、「該当する。」又は「適用がある。」の場合は「×」を、また「該当しない。」又は「適用がない。」の場合は「-」を、記入する。
- 3 Entries in boxes shall be made by inserting either: a cross (x) for the answers "yes" and "applicable", or a dash (-) for the answers "no" and "not applicable", as appropriate.
- 4 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書VIの規則をいい、また「決議」又は「回章」とは、国際海事機関が採択したものをいう。
- 4 Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations in Annex VI of the Convention, and resolutions or circulars refer to those adopted by the International Maritime Organization.

1 船舶の要目

Particulars of ship

1.1 船名

Name of ship

1.2 国際海事機関船舶識別番号

IMO number

1.3	建造契約が結ばれた日	-----
1.4	Date of building contract	-----
1.4	総トン数	-----
1.5	Gross tonnage	-----
1.5	載貨重量	-----
1.6	Deadweight	-----
1.6	船舶の種類	-----
1.6	Type of ship	-----
2	推進機関	-----
	Propulsion system	-----
2.1	ディーゼル推進	<input type="checkbox"/>
2.1	Diesel propulsion	<input type="checkbox"/>
2.2	ディーゼル-電気推進	<input type="checkbox"/>
2.2	Diesel-electric propulsion	<input type="checkbox"/>
2.3	タービン推進	<input type="checkbox"/>
2.3	Turbine propulsion	<input type="checkbox"/>
2.4	ハイブリッド推進	<input type="checkbox"/>
2.4	Hybrid propulsion	<input type="checkbox"/>
2.5	上記以外の推進機関	<input type="checkbox"/>
2.5	Propulsion system other than any of the above	-----
3	二酸化炭素放出抑制指標	-----
	Attained Energy Efficiency Design Index (EEDI)	-----
3.1	第20.1規則に従って二酸化炭素放出抑制指標が、二酸化炭素放出抑制指標の計算過程を示した二酸化炭素放出抑制指標計算書に含まれる情報に基づいて計算されている。	<input type="checkbox"/>
3.1	The Attained EEDI in accordance with regulation 20.1 is calculated based on the information contained in the EEDI technical file which also shows the process of calculating the Attained EEDI.	<input type="checkbox"/>
	二酸化炭素放出抑制指標は、	グラム-CO ₂ /トンマイル
	The Attained EEDI is:	grams-CO ₂ /tonne-mile
3.2	二酸化炭素放出抑制指標は以下の理由により計算されない。	<input type="checkbox"/>
3.2	The Attained EEDI is not calculated as:	<input type="checkbox"/>
3.2.1	この船舶は、第2.23規則で定義する新船ではないため、第20.1規則により免除されている。	<input type="checkbox"/>
3.2.1	the ship is exempt under regulation 20.1 as it is not a new ship as defined in regulation 2.23	<input type="checkbox"/>
3.2.2	この種類の推進機関は、第19.3規則に従い免除されている。	<input type="checkbox"/>
3.2.2	the type of propulsion system is exempt in accordance with regulation 19.3	<input type="checkbox"/>
3.2.3	第19.4規則に従い、第20規則の要件が当該船舶の主管庁により免除されている。	<input type="checkbox"/>
3.2.3	the requirement of regulation 20 is waived by the ship's Administration in accordance with regulation 19.4	<input type="checkbox"/>
3.2.4	この種類の船舶は、第20.1規則に従い免除されている。	<input type="checkbox"/>
3.2.4	the type of ship is exempt in accordance with regulation 20.1	<input type="checkbox"/>
4	二酸化炭素放出抑制指標の基準	-----
	Required EEDI	-----
4.1	二酸化炭素放出抑制指標の基準は、	グラム-CO ₂ /トンマイル
4.1	Required EEDI is:	grams-CO ₂ /tonne-mile
4.2	二酸化炭素放出抑制指標の基準は、以下の理由により適用されない。	<input type="checkbox"/>
4.2	The required EEDI is not applicable as:	<input type="checkbox"/>
4.2.1	この船舶は、第2.23規則で定義する新船ではないため、第21.1規則により免除されている。	<input type="checkbox"/>

る。
 the ship is exempt under regulation 21.1 as it is not a new ship as defined in regulation 2.23

4.2.2 この種類の推進機関は、第19.3規則に従い免除されている。

4.2.3 the type of propulsion system is exempt in accordance with regulation 19.3

4.2.4 第19.4規則に従い、第21規則の要件が当該船舶の主管庁により免除されている。

4.2.5 the requirement of regulation 21 is waived by the ship's Administration in accordance with regulation 19.4

4.2.6 この種類の船舶は、第21.1規則に従い免除されている。

4.2.7 the type of ship is exempt in accordance with regulation 21.1

4.2.8 この船舶の大きさは、第21.2規則の表1の適用最小値を下回っている。

4.2.9 the ship's capacity is below the minimum capacity threshold in Table 1 of regulation 21.2

5 二酸化炭素放出抑制航行手引書
 Ship Energy Efficiency Management Plan

5.1 この船舶には、第22規則に従って二酸化炭素放出抑制航行手引書が交付されている。

The ship is provided with a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) in compliance with regulation 22

6 二酸化炭素放出抑制指標計算書
 EEDI technical file

6.1 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書には、二酸化炭素放出抑制指標計算書が第20.1規則に従って添付されている。

The IEE Certificate is accompanied by the EEDI technical file in compliance with regulation 20.1

6.2 二酸化炭素放出抑制指標計算書の識別/確認番号
 The EEDI technical file identification/verification number

6.3 二酸化炭素放出抑制指標計算書の確認日
 The EEDI technical file verification date

この記録は、すべての点について正しいことを証明する。
 THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at -----
 (Place of issue of Record)

(発給の日)

 (Date of issue)

地方運輸局長	地方運輸局長
運輸監理部	運輸監理部
地方運輸局	地方運輸局
地方運輸局	地方運輸局
運輸監理部	運輸監理部
地方運輸局	地方運輸局
沖繩総合事務所	沖繩総合事務所
運輸事務所	運輸事務所

(印章)

(新設)

第一号の五の様式 (第一条の二十九関係)

国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名



海洋汚染防止等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の29第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
船籍港又は定係港	用途
総トン数	載貨重量トン数
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 総トン数の欄には、法第51条の4の規定による総トン数を記載すること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号の五の六様式（第一条の三十関係）

国際二酸化炭素放出抑制船舶証書再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の30第1項の規定により、次のとおり申請します。

船 名	船 舶 番 号
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
証 書 の 番 号	
証書の交付年月日	
証書の交付者	
再交付を受けようとする理由	
備 考	

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(新設)

第一号の五の七様式（第一条の三十一関係）

国際二酸化炭素放出抑制船舶証書換申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

(新設)

海洋汚染防止等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の31第1項の規定により、次のとおり申請します。

船 名	船 舶 番 号
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
証書の番号	
書換えを受けようとする事項	新 旧
備 考	

- (注)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 - 2 証書の記載事項の変更が臨時的なものである場合は、その旨及びその期間を備考欄に記載すること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

<p>第一号の様式（第三条関係） 検査引継申請書 (略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の設備等の検査等に関する規則第3条の規定により、次のとおり申請します。 (略)</p>	<p>第一号の様式（第三条関係） 検査引継申請書 (略)</p> <p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第3条の規定により、次のとおり申請します。 (略)</p>
<p>第二号様式（第五条関係） 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査申請書 (略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の設備等の検査等に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。 (略)</p>	<p>第二号様式（第五条関係） 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。 (略)</p>
<p>第三号様式（第五条関係） 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査申請書 (略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の設備等の検査等に関する規則第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。 (略)</p>	<p>第三号様式（第五条関係） 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。 (略)</p>
<p>第四号様式（第五条関係） 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備予備検査申請書 (略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の設備等の検査等に関する規則第5条第3項の規定により、次のとおり申請します。 (略)</p>	<p>第四号様式（第五条関係） 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備予備検査申請書 (略)</p> <p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第5条第3項の規定により、次のとおり申請します。 (略)</p>
<p>第七号様式（第十九条関係） 海洋汚染等防止証書交付申請書 (略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の設備等の検査等に関する規則第19条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p>	<p>第七号様式（第十九条関係） 海洋汚染等防止証書交付申請書 (略)</p> <p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第19条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p>

<p>の規定により、次のとおり申請します。 (略)</p>	
<p>第八号様式 (第二十一条、第二十八条関係) 海洋汚染等防止証書等有効期間延長申請書 (略)</p> <p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第21条第4項第28条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p>	<p>第八号様式 (第二十一条、第二十八条関係) 海洋汚染等防止証書等有効期間延長申請書 (略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第21条第4項の規定により、次のとおり申請します。</p>
<p>第十号様式 (第二十四条関係) 臨時海洋汚染等防止証書交付申請書 (略)</p> <p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第24条第1項の規定により、次のとおり申請します。 (略)</p>	<p>第十号様式 (第二十四条関係) 臨時海洋汚染等防止証書交付申請書 (略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第24条第1項の規定により、次のとおり申請します。 (略)</p>

第十二号の三様式 (第二十六条関係)

番号 第 号
Certificate No.....

国際汚水汚染防止証書
International Sewage Pollution Prevention Certificate

公の印章

日本国
JAPAN

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正され及び決議 MEPC.115(51)によって改正された同条約 (以下「条約」という。)に基づき、日本政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto, and as amended by resolution MEPC.115(51), (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan.

- 船舶の要目
Particulars of ship
- 船名
- Name of ship
- 船舶番号又は信号符字
- Distinctive number or letters
- 船籍港
- Port of registry
- 総トン数
- Gross tonnage.....
- 搭載を認められた人数
- Number of persons which the ship is certified to carry.....
- 国際海事機関船舶識別番号
- IMO Number

新造船/現存船
New/existing ship
第11規則3が適用される船舶の種類
Type of ship for the application of regulation 11.3
新造旅客船/現存旅客船
New/existing passenger ship
旅客船以外の船舶
Ship other than a passenger ship

キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は適用のある場合において、主要な改造、変更若しくは修理のための作業が開始された日
Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction or, where applicable, date on which work for a conversion or an alteration or modification

第十二号の三様式 (第二十六条関係)

番号 第 号
Certificate No.....

国際汚水汚染防止証書
International Sewage Pollution Prevention Certificate

公の印章

日本国
JAPAN

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正され及び決議 MEPC.115(51)によって改正された同条約 (以下「条約」という。)に基づき、日本政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto, and as amended by resolution MEPC.115(51), (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan.

- 船舶の要目
Particulars of ship
- 船名
- Name of ship
- 船舶番号又は信号符字
- Distinctive number or letters
- 船籍港
- Port of registry
- 総トン数
- Gross tonnage.....
- 搭載を認められた人数
- Number of persons which the ship is certified to carry.....
- 国際海事機関船舶識別番号
- IMO Number

新造船/現存船
New/existing ship

キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は適用のある場合において、主要な改造、変更若しくは修理のための作業が開始された日
Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction or, where applicable, date on which work for a conversion or an alteration or modification

on of a major character was comm ended.....

この証書は、以下の事項を証明する。

THIS IS TO CERTIFY

1 この船舶が上記の条約の附属書IV第9規則及び第10規則の規定により次のふん尿等浄化装置/ふん尿等処理装置/ふん尿等貯留タンク及び排出管を備えていること。

That the ship is equipped with a sewage treatment plant/communiter/holding tank and a discharge pipeline in compliance with regulations 9 and 10 of Annex IV of the Convention as follows:

- 1.1 ふん尿等浄化装置の説明
Description of the sewage treatment plant:
ふん尿等浄化装置の型式
Type of sewage treatment plant.....
- 製造者の名称
Name of manufacturer.....

ふん尿等浄化装置が決議MEPC.2(VI)で規定されている排水基準に適合していることが主官庁により証明されている。

The sewage treatment plant is certified by the Administration to meet the effluent standards as provided for in resolution MEPC.2(VI).

ふん尿等浄化装置が決議MEPC.159(55)で規定されている排水基準に適合していることが主官庁により証明されている。

The sewage treatment plant is certified by the Administration to meet the effluent standards as provided for in resolution MEPC.159(55).

ふん尿等浄化装置が決議MEPC.227(64)で規定されている排水基準に適合していることが主官庁により証明されている。

The sewage treatment plant is certified by the Administration to meet the effluent standards as provided for in resolution MEPC.227(64).

- 1.2 ふん尿等処理装置の説明
Description of communiter:
ふん尿等処理装置の型式
Type of communiter
- 製造者の名称
Name of manufacturer
- 消毒後の汚水は、次の基準に適合している。
Standard of sewage after disinfection

- 1.3 ふん尿等貯留タンク設備の説明
Description of holding tank equipment:
ふん尿等貯留タンクの容積
Total capacity of the holding tankm³
- 位置
Location.....

1.4 受入施設に汚水を排水するための管であつて標準排出連結具を取付けたもの

A pipeline for the discharge of sewage to a reception facility, fitted with a

on of a major character was comm ended.....

この証書は、以下の事項を証明する。

THIS IS TO CERTIFY

1 この船舶が上記の条約の附属書IV第9規則及び第10規則の規定により次のふん尿等浄化装置/ふん尿等処理装置/ふん尿等貯留タンク及び排出管を備えていること。

That the ship is equipped with a sewage treatment plant/communiter/holding tank and a discharge pipeline in compliance with regulations 9 and 10 of Annex IV of the Convention as follows:

- 1.1 ふん尿等浄化装置の説明
Description of the sewage treatment plant:
ふん尿等浄化装置の型式
Type of sewage treatment plant.....
- 製造者の名称
Name of manufacturer.....

ふん尿等浄化装置が決議MEPC.2(VI)で規定されている排水基準に適合していることが主官庁により証明されている。

The sewage treatment plant is certified by the Administration to meet the effluent standards as provided for in resolution MEPC.2(VI).

- 1.2 ふん尿等処理装置の説明
Description of communiter:
ふん尿等処理装置の型式
Type of communiter
- 製造者の名称
Name of manufacturer
- 消毒後の汚水は、次の基準に適合している。
Standard of sewage after disinfection

- 1.3 ふん尿等貯留タンク設備の説明
Description of holding tank equipment:
ふん尿等貯留タンクの容積
Total capacity of the holding tankm³
- 位置
Location.....

1.4 受入施設に汚水を排水するための管であつて標準排出連結具を取付けたもの

A pipeline for the discharge of sewage to a reception facility, fitted with a

standard shore connection

2 当該船舶が条約附属書IV第4規則に基づいて検査されたこと
That the ship has been surveyed in accordance with regulation 4 of Annex IV of the Convention.

3 検査の結果、この船舶の構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料並びにこれらの状態がすべての点において満足なものであること並びにこの船舶が条約附属書IVに定める関係要件に適合していること。
That the survey shows that the structure, equipment, systems, fittings, arrangements and material of the ship and the condition thereof are in all respects satisfactory and that the ship complies with the applicable requirements of Annex IV of the Convention.

この証書は、条約附属書IV第4規則の規定による検査が行われることを条件として、.....まで効力を有する。

This Certificate is valid until
subject to surveys in accordance with regulation 4 of Annex IV of the Convention.

この証書の基となる検査が完了した日:.....
Completion date of survey on which this Certificate is based:.....

.....において発給した。
(証書の発給場所)

Issued at (Place of issue of Certificate)

(発給の日)

(Date of issue)

地運地地地沖運
方運方方方方
輸運輸輸輸輸
方運監輸理局海海支合
方運監輸理局海海支合
輸運輸輸輸輸輸輸
局部支務務務務務
局所所所所所所
長長長長長長長
(印章)

この船舶は、条約の関係規定に適合していることが認められる。よつて、この証書は、同条約附属書IV第8.3規則の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。
The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this Certificate shall, in accordance with regulation 8.3 of Annex IV of the Convention, be accepted as valid until

場所

Place:.....

standard shore connection

2 当該船舶が条約附属書IV第4規則に基づいて検査されたこと
That the ship has been surveyed in accordance with regulation 4 of Annex IV of the Convention.

3 検査の結果、この船舶の構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料並びにこれらの状態がすべての点において満足なものであること並びにこの船舶が条約附属書IVに定める関係要件に適合していること。
That the survey shows that the structure, equipment, systems, fittings, arrangements and material of the ship and the condition thereof are in all respects satisfactory and that the ship complies with the applicable requirements of Annex IV of the Convention.

この証書は、条約附属書IV第4規則の規定による検査が行われることを条件として、.....まで効力を有する。

This Certificate is valid until
subject to surveys in accordance with regulation 4 of Annex IV of the Convention.

この証書の基となる検査が完了した日:.....
Completion date of survey on which this Certificate is based:.....

.....において発給した。
(証書の発給場所)

Issued at (Place of issue of Certificate)

(発給の日)

(Date of issue)

地運地地地沖運
方運方方方方
輸運輸輸輸輸
方運監輸理局海海支合
方運監輸理局海海支合
輸運輸輸輸輸輸輸
局部支務務務務務
局所所所所所所
長長長長長長長
(印章)

この船舶は、条約の関係規定に適合していることが認められる。よつて、この証書は、同条約附属書IV第8.3規則の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。
The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this Certificate shall, in accordance with regulation 8.3 of Annex IV of the Convention, be accepted as valid until

場所

Place:.....

<p>第十三号様式 (第二十七条関係) 国際海洋汚染等防止証書交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の設備等の検査等に関する規則第27条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>(略)</p>	<p>第十三号様式 (第二十七条関係) 国際海洋汚染等防止証書交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第27条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>(略)</p>
<p>第十四号様式 (第二十九条関係) 海洋汚染等防止証書等再交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の設備等の検査等に関する規則第29条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>(略)</p>	<p>第十四号様式 (第二十九条関係) 海洋汚染等防止証書等再交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第29条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>(略)</p>
<p>第十五号様式 (第三十条関係) 海洋汚染等防止証書等書換申請書</p> <p>(略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の設備等の検査等に関する規則第30条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>(略)</p>	<p>第十五号様式 (第三十条関係) 海洋汚染等防止証書等書換申請書</p> <p>(略)</p> <p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第30条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>(略)</p>
<p>第十七号様式 (第三十三条関係) 予備検査合格証明書交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の設備等の検査等に関する規則第33条第2項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>(略)</p>	<p>第十七号様式 (第三十三条関係) 予備検査合格証明書交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第33条第2項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>(略)</p>
<p>第十九号様式 (第三十三条関係) 予備検査合格証明書再交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の設備等の検査等に関する規則第33条第3項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>(略)</p>	<p>第十九号様式 (第三十三条関係) 予備検査合格証明書再交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第33条第3項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>(略)</p>

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（変更命令）</p> <p>第十五条 国土交通大臣は、認可をした整備規程に係る物件に関する法 第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二 十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項の技術上の基準の改正そ の他の事由により当該整備規程が整備の適正かつ確実な実施上不適当 となつたと認めるときは、その整備規程の変更を命ずることができる。</p>	<p>（変更命令）</p> <p>第十五条 国土交通大臣は、認可をした整備規程に係る物件に関する法 第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二 十四第二項又は第十九条の二十六第二項の技術上の基準の改正その他 の事由により当該整備規程が整備の適正かつ確実な実施上不適当とな つたと認めるときは、その整備規程の変更を命ずることができる。</p>

改 正 案

現 行

<p>（型式承認の基準）</p> <p>第四条 型式承認は、当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に適合するものであり、かつ、当該型式承認を受けようとする者が当該型式に適合する物件を製造する能力を有するかどうかを判定することによつて行う。</p>	<p>（型式承認の基準）</p> <p>第四条 型式承認は、当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の二十六第二項に規定する技術上の基準に適合するものであり、かつ、当該型式承認を受けようとする者が当該型式に適合する物件を製造する能力を有するかどうかを判定することによつて行う。</p>
<p>（型式承認の申請）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 型式承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に適合していることを説明する書類</p> <p>三・四 （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>（型式承認の申請）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 型式承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の二十六第二項に規定する技術上の基準に適合していることを説明する書類</p> <p>三・四 （略）</p> <p>3 （略）</p>
<p>（型式承認試験）</p> <p>第六条 型式承認の申請をした者は、当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に適合するも</p>	<p>（型式承認試験）</p> <p>第六条 型式承認の申請をした者は、当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の二十六第二項に規定する技術上の基準に適合するもので</p>

のであるかどうかを判定するためその性能等について国土交通大臣の行う型式承認試験を受けなければならない。

2・3 (略)

(型式の変更の承認)

第八条 型式承認を受けた者は、当該型式承認を受けた物件の型式について、法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことの少ない変更をしようとするときは、型式変更承認申請書(第三号様式)を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 (略)

(型式の変更等の届出)

第九条 型式承認を受けた者(第三号に掲げる場合にあつては、その相続人又は清算人)は、第一号に掲げる場合にあつては変更しようとする事項及びその理由を記載した書面によりあらかじめ、第二号から第六号までに掲げる場合にあつてはその旨を速やかに、国土交通大臣に届け出なければならない。

- 一 当該型式承認を受けた物件の型式について、法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことのない変更をしようとするとき。

二六 (略)

(型式承認の失効及び取消し)

あるかどうかを判定するためその性能等について国土交通大臣の行う型式承認試験を受けなければならない。

2・3 (略)

(型式の変更の承認)

第八条 型式承認を受けた者は、当該型式承認を受けた物件の型式について、法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の二十六第二項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことの少ない変更をしようとするときは、型式変更承認申請書(第三号様式)を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 (略)

(型式の変更等の届出)

第九条 型式承認を受けた者(第三号に掲げる場合にあつては、その相続人又は清算人)は、第一号に掲げる場合にあつては変更しようとする事項及びその理由を記載した書面によりあらかじめ、第二号から第六号までに掲げる場合にあつてはその旨を速やかに、国土交通大臣に届け出なければならない。

- 一 当該型式承認を受けた物件の型式について、法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の二十六第二項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことのない変更をしようとするとき。

二六 (略)

(型式承認の失効及び取消し)

第十一条 (略)

2 国土交通大臣は、次の各号の一に該当するときは、その型式承認を取り消し、又はその他の必要な処分をすることができる。

- 一 当該物件の型式が、法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準の改正によつて、これに適合しなくなつたとき。

二七七 (略)

第十一条 (略)

2 国土交通大臣は、次の各号の一に該当するときは、その型式承認を取り消し、又はその他の必要な処分をすることができる。

- 一 当該物件の型式が、法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の二十六第二項に規定する技術上の基準の改正によつて、これに適合しなくなつたとき。

二七七 (略)

改正案	現行
<p>（航海日誌）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>② 航海日誌には、航海の概要を第四表に記載するほか、次に掲げる場合にあつては、その概要を第五表に記載しなければならない。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 法第十九条各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>十一 十六（略）</p> <p>十七 国際航海に従事する船舶において事故その他の理由による例外的な船舶発生廃棄物（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号。次号において「海防法」という。）第十条の三第一項に規定する船舶発生廃棄物をいう。）の排出を行ったとき（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十二条の二の四十三ただし書の場合を除く。）。</p> <p>十八 海防法第十九条の二十一第一項の規定により、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十一号）第十一条の十の表第一号上欄に掲げる海域に入域する場合であつて、同号下欄に掲げる基準に適合する燃料油の使用を開始するとき。</p> <p>③・④（略）</p>	<p>（航海日誌）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>② 航海日誌には、航海の概要を第四表に記載するほか、次に掲げる場合にあつては、その概要を第五表に記載しなければならない。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 法第十九条各号の<u>一</u>に該当したとき。</p> <p>十一 十六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第十九条の二十一第一項の規定により、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十一号）<u>第十一条の十第一項の表第一号及び第二号に掲げる海域に入域する場合であつて、同条第二項第一号イに掲げる基準に適合する燃料油の使用を開始するとき。</u></p> <p>③・④（略）</p>

○国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一（第三条及び第四条関係）

別表第一（第三条及び第四条関係）

(略)	(略)
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）	<p>第八條第一項及び第三項、第九條の五第一項及び第三項、第九條の十四第一項、第九條の二十、第十六條第一項及び第三項、第十九條の二十一の二並びに第十九條の三十五の四第三項並びに第十九條の十五第三項（第十九條の三十第三項及び第十九條の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九條の四十九第三項及び第四十三條の九第二項において準用する船舶安全法第二十五條の五十三第一項及び第二十五條の五十九</p>
(略)	(略)

(略)	(略)
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）	<p>第八條第一項及び第三項、第九條の五第一項及び第三項、第九條の十四第一項、第九條の二十、第十六條第一項及び第三項、第十九條の二十一の二並びに第十九條の二十六第三項並びに第十九條の十五第三項（第十九條の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九條の四十九第三項及び第四十三條の九第二項において準用する船舶安全法第二十五條の五十三第一項及び第二十五條の五十九</p>
(略)	(略)

別表第二（第五条及び第六条関係）

別表第二（第五条及び第六条関係）

(略)	(略)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第八条第二項、第九条の五第二項、第九条の二十、第十六条第二項、第十九条の二十一の二及び第十九条の三十五の四第三項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三條の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九
別表第三（第八条及び第九条関係）		(略)	(略)
(略)	(略)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第九条の十四第二項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三條の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三條

(略)	(略)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第八条第二項、第九条の五第二項、第九条の二十、第十六条第二項、第十九条の二十一の二及び第十九条の二十六第三項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三條の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九
別表第三（第八条及び第九条関係）		(略)	(略)
(略)	(略)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第九条の十四第二項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三條の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項

(略)	二項
(略)	

別表第四（第十条及び第十一条関係）

(略)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	(略)	第九条の十四第二項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項
(略)		(略)	

(略)	(略)
(略)	

別表第四（第十条及び第十一条関係）

	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律		第九条の十四第二項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項

改 正 案	現 行
<p>（危険物運送船適合証）</p> <p>第三十八条 船舶の所在地を管轄する地方運輸局長は、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第五条の検査（同法第八条の船舶にあつては、船級協会（同条の登録を受けた船級協会をいう。次条第二項及び第三十九条第二項において同じ。）が同法第八条の規定により行う検査）を受け、前条の要件に適合した船舶について、運送することができる危険物（同条第一項の船舶については病毒をうつしやすい物質及び放射性物質等以外の危険物をいい、同条第二項の船舶については第十三条の規定により旅客船以外の船舶にばら積みして運送することができ、る危険物をいう。以下この条において同じ。）の分類又は項目及び当該危険物の積載場所を指定し、危険物運送船適合証（第一号様式）を交付するものとする。</p> <p>2 6 （略）</p> <p>（危険物運送船適合証の交付申請）</p> <p>第三十八条の二 船舶安全法第八条の船舶であつて船舶安全法施行規則第四十八条の五に規定する検査を要しないものに係る危険物運送船適合証の交付を受けようとする者は、危険物運送船適合証交付申請書（第一号の二様式）を船舶の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならぬ。</p> <p>2 危険物運送船適合証交付申請書には、次に掲げる書類（初めて危険</p>	<p>（危険物運送船適合証）</p> <p>第三十八条 船舶の所在地を管轄する地方運輸局長は、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第五条の検査を受け、前条の要件に適合した船舶について、運送することができる危険物（同条第一項の船舶については病毒をうつしやすい物質及び放射性物質等以外の危険物をいい、同条第二項の船舶については第十三条の規定により旅客船以外の船舶にばら積みして運送することができる危険物をいう。以下この条において同じ。）の分類又は項目及び当該危険物の積載場所を指定し、危険物運送船適合証（第一号様式）を交付するものとする。</p> <p>2 6 （略）</p> <p>（新設）</p>

物運送船適合証の交付を受ける船舶にあつては、第一号及び第三号に掲げる書類並びに船級協会の検査に関する事項を記録した書類を添付しなければならない。

一 船舶検査証書及び船舶検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）

二 危険物運送船適合証

三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

（危険物運送船適合証の有効期間）

第三十九条（略）

2 従前の危険物運送船適合証の有効期間の満了前に、船舶安全法第五条第一項第一号に規定する定期検査（同法第八条の船舶にあつては、船級協会が同条の規定により行う定期検査に相当する検査。以下この条において「定期検査等」という。）を受け、当該定期検査等に係る危険物運送船適合証の交付を受けた場合は、従前の危険物運送船適合証の有効期間は、満了したものとみなす。

（危険物運送船適合証の有効期間の延長）

第四十条 船舶の所在地を管轄する地方運輸局長は、申請により、船舶安全法第十条第二項の規定により延長された船舶検査証書の有効期間の範囲内においてその指定する日まで当該船舶の危険物運送船適合証の有効期間の延長をすることができる。ただし、指定を受けた日前に当該船舶検査証書の有効期間が満了した場合には、当該危険物運送船適合証の有効期間は、満了したものとみなす。

2
（略）

（危険物運送船適合証の有効期間）

第三十九条（略）

2 危険物運送船適合証の有効期間の満了前に船舶安全法第五条第一項第一号に規定する定期検査を受けた場合は、当該危険物運送船適合証の有効期間は、満了したものとみなす。

（危険物運送船適合証の有効期間の延長）

第四十条 船舶の所在地を管轄する地方運輸局長は、申請により、船舶検査証書の延長された有効期間の範囲内においてその指定する日まで当該船舶の危険物運送船適合証の有効期間の延長をすることができる。ただし、指定を受けた日前に当該船舶検査証書の有効期間が満了した場合には、当該危険物運送船適合証の有効期間は、満了したものとみなす。

2
（略）

第四十条の二 船舶安全法第十条第三項の規定により船舶検査証書の有効期間が延長された場合は、当該船舶の危険物運送船適合証の有効期間は、第三十九条第一項の規定にかかわらず、当該船舶検査証書の延長後の有効期間の満了する日までとする。

(手数料)

第四十四条 危険物運送船適合証の交付(第三十八条の二第一項の規定による申請に係るものに限る。)、書換え若しくは再交付又は危険物運送船適合証の英訳書の交付を受けようとする者は、千七百円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して(以下「電子情報処理組織により」という。))交付、書換え又は再交付の申請をする場合にあつては、千五百円)の手数を納めなければならない。

2 (略)

(新設)

(手数料)

第四十四条 危険物運送船適合証の書換え若しくは再交付又は危険物運送船適合証の英訳書の交付を受けようとする者は、千七百円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して(以下「電子情報処理組織により」という。))書換え若しくは再交付又は交付の申請をする場合にあつては、千五百円)の手数を納めなければならない。

2 (略)

第一号の様式 (第三十八条の二関係)

危険物運送船適合証交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の住所 印

危険物船舶運送及び貯蔵規則第38条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

船種及び船名	船舶番号又は船舶検査済票の番号
船籍港又は定係港	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
危険物の分類又は項目	危険物の積載場所
備 考	

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(新設)

改正案

現行

目次

第一章～第二章の五（略）

第三章 検査

第一節～第五節（略）

第六節 雑則（第四十六条の二―第四十六条の四）

第三章の二 登録検定機関等

第四章・第五章（略）

附則

（中間検査）

第十八条（略）

2 法第十条第一項ただし書に規定する船舶以外の船舶の中間検査の時期は、次表のとおりとする。ただし、第四十六条の二第二項又は第三項の規定により船舶検査証書の有効期間が延長されたことにより当該延長期間内に同表に定める時期が到来する場合における当該時期（第三種中間検査の時期を除く。）を除く。

区分	種類	時期
(略)	(略)	(略)

（船舶検査証書の交付申請）

第三十四条 法第八条の船舶であつて第四十八条の五に規定する検査を

目次

第一章～第二章の五（略）

第三章 検査

第一節～第五節（略）

第六節 雑則（第四十六条の二）

第三章の二 登録検定機関等

第四章・第五章（略）

附則

（中間検査）

第十八条（略）

2 法第十条第一項ただし書に規定する船舶以外の船舶の中間検査の時期は、次表のとおりとする。ただし、第四十六条の二第一項の規定により船舶検査証書の有効期間が延長されたことにより当該延長期間内に同表に定める時期が到来する場合における当該時期（第三種中間検査の時期を除く。）を除く。

区分	種類	時期
(略)	(略)	(略)

（船舶検査証書の交付申請）

第三十四条 法第八条の船舶であつて法第四条第一項ただし書若しくは

要しないものに係る船舶検査証書の交付（小型船舶にあつては、船舶検査証書及び船舶検査済票の交付。次項において同じ。）を受けようとする者は、船舶検査証書交付申請書（第十号様式）を管海官庁に提出しなければならぬ。

2・3 (略)

(船舶検査証書の有効期間)

第三十六条 船舶検査証書の有効期間は、交付の日から定期検査（法第八條の船舶にあつては、船級協会が同條の規定により行う定期検査に相当する検査。以下この條、第四十六條の二第一項及び第四十六條の三第一項において「定期検査等」という。）に合格した日から起算して五年（法第十條第一項ただし書に規定する船舶にあつては、六年。以下この條において同じ。）を経過する日までの間とする。ただし、法第十條第四項各号に掲げる場合又は船舶が船舶検査証書の有効期間が満了する日以降に定期検査等に合格した場合（改造又は修理のため当該船舶を長期間航行の用に供することができない場合その他管海官庁がやむを得ないと認める場合を除く。）（原子力船に係る場合を除く。）は、交付の日から当該船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの間とする。

2 従前の船舶検査証書の有効期間の満了前に、定期検査等を受け、当該定期検査等に係る船舶検査証書の交付を受けた場合は、従前の船舶検査証書の有効期間は、満了したものとみなす。

3 (略)

(船舶検査証書の返付)

第二項又は第三十二條ノ二の規定により無線電信等を施設することを要しないものに係る船舶検査証書の交付（小型船舶にあつては、船舶検査証書及び船舶検査済票の交付。次項において同じ。）を受けようとする者は、船舶検査証書交付申請書（第十号様式）を管海官庁に提出しなければならぬ。

2・3 (略)

(船舶検査証書の有効期間)

第三十六条 船舶検査証書の有効期間は、交付の日から定期検査に合格した日から起算して五年（法第十條第一項ただし書に規定する船舶にあつては、六年。以下この條において同じ。）を経過する日までの間とする。ただし、船舶（原子力船を除く。）が、船舶検査証書の有効期間が満了する日の三月前から当該期間が満了する日までの間に定期検査に合格した場合又は船舶検査証書の有効期間が満了する日以降に定期検査に合格した場合（改造又は修理のため当該船舶を長期間航行の用に供することができない場合その他管海官庁がやむを得ないと認める場合を除く。）は、交付の日から当該船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの間とする。

2 第十七條の規定により船舶検査証書の有効期間の満了前に定期検査を受けた場合は、当該船舶検査証書の有効期間は、満了したものとみなす。

3 (略)

(船舶検査証書の返付)

第三十七条 管海官庁は、船舶が中間検査、臨時検査又は特別検査に合格した場合は、第三十二条第一項の規定により提出された船舶検査証書を当該検査申請者に返付するものとする。

(船舶検査証書の有効期間の延長)

第四十六条の二 法第十条第二項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

第三十七条 管海官庁は、船舶が中間検査、臨時検査又は特別検査に合格した場合は、第三十二条の規定により提出された船舶検査証書を当該検査申請者に返付するものとする。

(中間検査の時期の延期及び船舶検査証書の有効期間の延長)

第四十六条の二 管海官庁又は日本の領事官は、次の表の上欄に掲げる船舶（原子力船を除く。以下この条において同じ。）について、申請により、同表の下欄に掲げる範囲内においてその指定する日まで、同表第一号及び第二号に掲げる船舶にあつては当該船舶の中間検査の時期の延期を、同表第三号から第七号までに掲げる船舶にあつては当該船舶検査証書の有効期間の延長をすることができる。ただし、同表第一号及び第二号にあつては指定を受けた日前に当該航海を終了した場合は、その終了した日を中間検査の時期とし、同表第三号から第五号までに掲げる船舶にあつては指定を受けた日前に当該航海を終了した場合は、その終了した日を船舶検査証書の有効期間が満了する日とする。

<p>一 第十八条第二項の表第一号上欄に掲げる船舶であつて、同号下欄に掲げる時期及び同条第三項に規定する時期を経過する際外国の港から本邦の港又は中間検査を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となる船舶（次号に掲げる船舶を除く。）</p>	<p>検査基準日（第十八条第二項の表備考第二号（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する検査基準日をいう。次号において同じ。）の翌日から起算して三月を超えない範囲内</p>
<p>二 第十八条第二項の表第一号上欄に掲げる船舶（航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を</p>	<p>検査基準日から起算して一月を超えない範囲内</p>

一 国際航海に従事する船舶（原子力船、高速船（第十八条第二項の表備考第一号に規定する高速船をいう。以下この項において同じ。）及び第四号の船舶を除く。）が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は定期検査等を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。

二 国際航海に従事する高速船が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は定期検査等を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。

三 国際航海に従事しない高速船が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、定期検査等を受ける予定の港に向け航海中となること。

四 国際航海に従事する船舶（原子力船及び高速船を除く。）であつて航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものが、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

超えない航海に従事するものに限る。
（）であつて、同号下欄に掲げる時期及び同条第三項に規定する時期を経過する際航海中となる船舶

三 国際航海に従事する船舶（高速船（第十八条第二項の表備考第一号に規定する高速船をいう。以下この表において同じ。）を除く。）であつて、船舶検査証書の有効期間が満了する際外国の港から本邦の港又は定期検査を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となる船舶（第五号に掲げる船舶を除く。）

四 国際航海に従事する高速船であつて、船舶検査証書の有効期間が満了する際外国の港から本邦の港又は定期検査を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となる船舶

五 国際航海に従事しない高速船であつて、船舶検査証書の有効期間が満了する際定期検査を受ける予定の港に向け航海中となる船舶

六 国際航海に従事する船舶（航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものに限る。）であつて、船舶

当該船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月を超えない範囲内

当該船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して一月を超えない範囲内

当該船舶検査証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内

五 国際航海に従事しない船舶（原子力船及び高速船を除く。）が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

2 前項第一号から第三号までに掲げる事由がある船舶については、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月（同項第二号及び第三号に掲げる事由がある船舶にあつては一月）を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合は、その終了した日を当該船舶検査証書の有効期間が満了する日とする。

3 第一項第四号及び第五号に掲げる事由がある船舶については、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。

4 前二項の申請をしようとする者は、有効期間延長申請書（第二十一号の四様式）を管海官庁又は日本の領事官に提出しなければならない。

5 前項の有効期間延長申請書には、船舶検査証書及び船舶検査手帳を添付しなければならない。

6 第二項及び第三項の規定による指定は、船舶検査証書及び船舶検査手帳に記入して行う。

検査証書の有効期間が満了する際航海中となる船舶（高速船を除く。）

七 国際航海に従事しない船舶（高速船を除く。）であつて、船舶検査証書の有効期間が満了する際航海中となる船舶

2 前項の表第一号及び第二号に係る申請をしようとする者は、中間検査期日指定申請書（第二十一号の四様式）に船舶検査手帳を添えて、同表第三号から第七号までに係る申請をしようとする者は、有効期間延長申請書（第二十一号の五様式）に船舶検査証書及び船舶検査手帳を添えて、管海官庁又は日本の領事官に提出しなければならない。

3 第一項の表第一号及び第二号に係る指定は船舶検査手帳に、同表第三号から第七号までに係る指定は船舶検査証書及び船舶検査手帳に、

第四十六条の三 法第十条第三項の国土交通省令で定める事由は、船舶

(原子力船を除く。)が、定期検査等を外国において受けた場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により、当該定期検査等に合格した後速やかに、当該定期検査等に係る船舶検査証書の交付を受けることが困難であることとする。

2 法第十条第三項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を管海官庁に提出し、船舶に前項に規定する事由がある旨の確認を受けなければならない。この場合において、法第八条の船舶に係る確認を受けようとする者にあつては、当該書面に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 船舶検査証書の写し

二 船舶検査手帳の写し

三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

3 管海官庁は、法第八条の船舶以外の船舶に係る前項の確認を行ったときは、第三十二条第一項の規定により提出された船舶検査証書及び船舶検査手帳を定期検査を申請した者に返付するものとする。

4 前項の規定により船舶検査証書及び船舶検査手帳の返付を受けた者は、当該船舶検査証書の有効期間の満了前に受けた定期検査に係る船舶検査証書の交付を受けようとするときは、従前の船舶検査証書及び船舶検査手帳を管海官庁に提出しなければならない。

(国際航海に従事する旅客船の中間検査の時期の延期)

第四十六条の四 次の表の上欄に掲げる事由により中間検査を受けることができなかった船舶(原子力船を除く。以下この条において同じ。

それぞれ記入して行う。

(新設)

(新設)

() について、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、同表の下欄に掲げる範囲内においてその指定する日まで当該船舶の中間検査の時期の延期をすることができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合は、その終了した日を中間検査の時期とする。

一 第十八条第二項の表第一号上欄に掲げる船舶（次号の船舶を除く。）が、同号下欄に掲げる時期及び同条第三項に規定する時期を経過する時において、外国の港から本邦の港又は中間検査を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。

二 第十八条第二項の表第一号上欄に掲げる船舶（航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものに限る。）が、同号下欄に掲げる時期及び同条第三項に規定する時期を経過する時において、航海中となること。

2 第四十六条の二第四項から第六項までの規定は、中間検査の時期の延期について準用する。この場合において、第四項中「前二項」とあるのは「第四十六条の四第一項」と、「有効期間延長申請書（第二十一号の四様式）」とあるのは「中間検査期日指定申請書（第二十一号の五様式）」と、同条第五項及び第六項中「船舶検査証書及び船舶検査手帳」とあるのは「船舶検査手帳」と読み替えるものとする。

(無線設備の保守等)

(無線設備の保守等)

第六十条の五 (略)

254 (略)

5 法第八条の船舶に備える無線設備について第一項の規定により講じる措置及びその実施方法について記載した書類であつて船級協会が承認したものは、管海官庁が承認したものとみなす。

(読替え)

第六十五条の五 機構が小型船舶検査事務を行う場合にあつては、第四条、第七条、第十二条、第十三条第三項、第十三条の二第一項、第十三条の五、第十四条の二、第十六条、第十八条、第十九条、第二十五条第五項、第二十六条、第三十条から第三十二条まで、第三十四条第一項及び第三項、第三十六条第一項、第三十七条(第四十六条第七項において準用する場合を含む。)、第三十八条、第三十九条第一項(第四十三条第二項及び第四十六条第七項において準用する場合を含む。)、第四十一条第一項(第四十三条第二項において準用する場合を含む。)、及び第二項、第四十二条、第四十三条の二第一項、第四十五条、第四十六条の二第二項、第三項及び第四項(第四十六条の四第二項において準用する場合を含む。)、第四十六条の三第二項から第四項まで、第四十六条の四第一項、第四十九条、第五十一条第一項及び第二項、第五十六条、第六十条の五第二項及び第四項、第六十条の六、第六十条の七、第九号様式、第十号様式、第十三号様式、第十六号様式から第十八号様式まで、第二十二号様式並びに第二十四号様式中「管海官庁」とあるのは、「機構」と読み替えて、これらの規定及び様式を適用する。

2 (略)

第六十条の五 (略)

254 (略)

(新設)

(読替え)

第六十五条の五 機構が小型船舶検査事務を行う場合にあつては、第四条、第七条、第十二条、第十三条第三項、第十三条の二第一項、第十三条の五、第十四条の二、第十六条、第十八条、第十九条、第二十五条第五項、第二十六条、第三十条から第三十二条まで、第三十四条第一項及び第三項、第三十六条第一項、第三十七条(第四十六条第四項において準用する場合を含む。)、第三十八条、第三十九条第一項(第四十三条第二項及び第四十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四十一条第一項(第四十三条第二項において準用する場合を含む。)、及び第二項、第四十二条、第四十三条の二第一項、第四十五条、第四十六条の二、第四十九条、第五十一条第一項及び第二項、第五十六条、第六十条の五第二項及び第四項、第六十条の六、第六十条の七、第九号様式、第十号様式、第十三号様式、第十六号様式から第十八号様式まで、第二十二号様式並びに第二十四号様式中「管海官庁」とあるのは、「機構」と読み替えて、これらの規定及び様式を適用する。

(削る)

第21号の4様式 (第46条の2関係)
中間検査期日指定申請書

殿 年 月 日

申請者の氏名又は
は名称及び住所
印

下記の船舶について、船舶安全法施行規則第46条の4第1項の規定により中間検査の時期の指定を受けたので、同条第2項において準用する第46条の2第4項により申請します。

船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号
時期の指定を受けようとする中間検査の種類	
船舶検査証書の有効期間	
運 航 予 定	
備 考	

(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(旧第21号の4様式を追加)

第21号の5様式 (第46条の4関係)
中間検査期日指定申請書

殿 年 月 日

申請者の氏名又は
は名称及び住所
印

下記の船舶について、船舶安全法施行規則第46条の4第1項の規定により中間検査の時期の指定を受けたので、同条第2項において準用する同条第46条の2第4項により申請します。

船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号
時期の指定を受けようとする中間検査の種類	
船舶検査証書の	

有効期間	
運航予定	
備考	

(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

○海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

<p>（有効期間） 第四条（略） 2・3（略）</p> <p>4 第一項各号又は第二項各号に掲げる従前の条約証書の有効期間の満了前に、定期検査（船舶安全法第八条の船舶にあつては、船級協会が同条の規定により行う定期検査に相当する検査。以下「定期検査等」という。）又は中間検査（第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号に掲げる条約証書の交付を受けた船舶が受けるものに限る。以下この条、次条及び第五条の二において同じ。）を受け、当該定期検査等又は中間検査に係る条約証書の交付を受けた場合は、従前の条約証書の有効期間は、満了したものとみなす。</p> <p>（有効期間の延長）</p> <p>第五条 管海官庁又は日本の領事官は、条約証書（原子力旅客船安全証書及び国際防汚方法証書を除く。以下この条及び次条（第四項を除く。）において同じ。）の有効期間が満了する時において外国の港から本邦の港又は定期検査等若しくは中間検査を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となる船舶（船舶検査証書を受有する船舶に限る。以下この条において同じ。）については、申請により、当該条約証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月（高速船にあつては、一月）を超えない範囲内においてその指定する日まで当該条約証書の</p>	<p>（有効期間） 第四条（略） 2・3（略）</p> <p>4 第一項各号又は第二項各号に掲げる条約証書の有効期間の満了前に定期検査又は中間検査（第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号に掲げる条約証書に限る。）を受けた場合には、当該条約証書の有効期間は、満了したものとみなす。</p> <p>（有効期間の延長）</p> <p>第五条 管海官庁又は日本の領事官は、条約証書（原子力旅客船安全証書を除く。以下この条において同じ。）の有効期間が満了する際外国の港から本邦の港又は船舶安全法第五条第一項の検査を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となる船舶（船舶検査証書を受有する船舶に限る。以下この条において同じ。）については、申請により、当該条約証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月（高速船にあつては、一月）を超えない範囲内においてその指定する日まで当該条約証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた</p>
---	--

有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合には、当該条約証書の有効期間は、満了したものとみなす。

2 前項の規定による場合を除き、管海官庁又は日本の領事官は、条約証書の有効期間が満了する時において航海中となる高速船でない船舶（航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものに限る。）について、申請により、当該条約証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該条約証書の有効期間を延長することができる。

3・4 (略)

第五条の二 定期検査等又は中間検査の結果第二条の規定による条約証書の交付を受けることができる船舶（船舶検査証書を受有する船舶に限る。以下この条において同じ。）であつて、当該定期検査等又は中間検査を外国において受けた場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により、従前の条約証書の有効期間が満了するまでの間に於いて当該定期検査等又は中間検査に係る条約証書の交付を受けることができなかつたものについては、従前の条約証書の有効期間は、第四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該定期検査等若しくは中間検査に係る条約証書が交付される日又は従前の条約証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とする。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面に条約証書（船舶安全法第八条の船舶に係る確認を受けようとする場合にあつては、条約証書の写し）を添えて管海官庁に提出し、船舶に前

日前に当該航海を終了した場合には、当該条約証書の有効期間は、満了したものとみなす。

2 前項の規定による場合を除き、管海官庁又は日本の領事官は、条約証書の有効期間が満了する際航海中となる高速船でない船舶（航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものに限る。）について、申請により、当該条約証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該条約証書の有効期間を延長することができる。

3・4 (略)

(新設)

項に規定する事由がある旨の確認を受けなければならない。

3 管海官庁は、船舶安全法第八条の船舶以外の船舶に係る前項の確認を行ったときは、条約証書に当該船舶が第一項の規定の適用を受けている旨を記入し、前項の書面を提出した者に返付するものとする。

4 船級協会は、船舶安全法第八条の船舶に係る第二項の確認を受けた者からの申請により、条約証書（旅客船安全証書及び当該証書に係る免除証書、原子力旅客船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書並びに国際防汚方法証書を除く。）に当該船舶が第一項の規定の適用を受けている旨を記入するものとする。

（条約証書の提示等）

第六条（略）

2 管海官庁は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）し、同項の免除証書とともに船舶所有者に返付するものとする。

（船級協会が交付する条約証書）

第十二条 船級協会は、国土交通大臣の登録を受けたときは、国際航海に従事する船舶安全法第八条の船舶については貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書を、同条の船舶であつて満載喫水線の位置を定めたものについては国際満載

（条約証書の提示等）

第六条（略）

2 管海官庁は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）し、同項の免除証書又は高速船航行条件証書とともに船舶所有者に返付するものとする。

（船級協会が交付する条約証書）

第十二条 船級協会は、国土交通大臣の登録を受けたときは、国際航海に従事する船舶安全法第八条の船舶については貨物船安全構造証書及び貨物船安全設備証書を、同条の船舶であつて満載喫水線の位置を定めたものについては国際満載喫水線証書を、防汚方法の検査を受けた

喫水線証書を、防汚方法の検査を受けたものについては国際防汚方法証書を交付することができる。

2 前項の規定により船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書並びに国際満載喫水線証書の有効期間に関しては、第四条第一項第三号及び第四項の規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程に有効期間に関する事項が定められている場合には、これによるものとする。

3 第一項の規定により船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書、国際満載喫水線証書並びに国際防汚方法証書に関しては、第二条第一項、第三項、第五項、第六項及び第七項、第三条、第六条、第七条第一項、第八条並びに第九条の規定中「管海官庁」とあるのは「船級協会」と読み替えるものとする。

4 前項において読み替えて準用する第二条第一項に規定する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書、同条第三項に規定する国際満載喫水線証書、同条第五項及び第六項に規定する国際防汚方法証書並びに第三条に規定する条約証書交付等申請書は、これらの規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書並びに条約証書交付等申請書の様式に関する事項によるものとする。

ものについては国際防汚方法証書を交付することができる。

2 前項の規定により船級協会が交付する貨物船安全構造証書及び貨物船安全設備証書並びに国際満載喫水線証書の有効期間に関しては、第四条第一項第三号及び第四項の規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程に有効期間に関する事項が定められている場合には、これによるものとする。

3 第一項の規定により船級協会が交付する貨物船安全構造証書及び貨物船安全設備証書、国際満載喫水線証書並びに国際防汚方法証書に関しては、第二条第一項、第三項、第五項、第六項及び第七項、第三条、第六条、第七条第一項、第八条並びに第九条の規定中「管海官庁」とあるのは「船級協会」と読み替えるものとする。

4 前項において読み替えて準用する第二条第一項に規定する貨物船安全構造証書及び貨物船安全設備証書、同条第三項に規定する国際満載喫水線証書、同条第五項及び第六項に規定する国際防汚方法証書並びに第三条に規定する条約証書交付等申請書は、これらの規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程に貨物船安全構造証書及び貨物船安全設備証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書並びに条約証書交付等申請書の様式に関する事項が定められている場合には、これによるものとする。

(削る)

第2号様式(船級協会が交付するもの) (第12条関係)

第2号様式 (第2条関係)

(削る)

第3号様式 (第2条関係)

(削る)

第7号様式 (第2条関係)

(削る)

第8号の2様式 (第2条関係)

第2号様式 (管海官庁が交付するもの) (第2条関係)

第3号様式 (船級協会が交付するもの) (第12条関係)

第3号様式 (管海官庁が交付するもの) (第2条関係)

第7号様式 (第12条関係) (船級協会が交付するもの)

第7号様式 (第2条関係) (管海官庁が交付するもの)

第8号の2様式 (船級協会が交付するもの) (第12条関係)

第8号の2様式 (管海官庁が交付するもの) (第2条関係)

改正案	現行
<p>（船舶保安証書の有効期間）</p> <p>第二十八条 船舶保安証書の有効期間は、交付の日から定期検査（船級船（船級の登録をした国際航海日本船舶（旅客船を除く。）をいう。以下同じ。）にあつては、船級協会が法第二十条第二項の規定により行う定期検査に相当する検査。以下この条、第二十九条第一項、第二十九条の二第一項及び第三十条において「定期検査等」という。）に合格した日から起算して五年を経過する日までの間とする。ただし、法第十三条第六項各号に掲げる場合又は国際航海日本船舶が船舶保安証書の有効期間が満了する日以降に定期検査等に合格した場合（改造又は修理のため当該国際航海日本船舶を長期間航行の用に供することができない場合その他船舶所在地官庁がやむを得ないと認める場合を除く。）は、交付の日から当該船舶保安証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの間とする。</p> <p>（船舶保安証書の有効期間の延長）</p> <p>第二十九条 法第十三条第二項ただし書の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一 国際航海日本船舶（次号の船舶を除く。）が、船舶保安証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は定期検査等を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。</p> <p>二 国際航海日本船舶であつて航海を開始する港から最終の到着港ま</p>	<p>（船舶保安証書の有効期間）</p> <p>第二十八条 船舶保安証書の有効期間は、交付の日から定期検査に合格した日から起算して五年を経過する日までの間とする。ただし、国際航海日本船舶が、船舶保安証書の有効期間が満了する日の三月前から当該期間が満了する日までの間に定期検査に合格した場合又は船舶保安証書の有効期間が満了する日以降に定期検査に合格した場合（改造又は修理のため当該国際航海日本船舶を長期間航行の用に供することができない場合その他船舶所在地官庁がやむを得ないと認める場合を除く。）は、交付の日から当該船舶保安証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの間とする。</p> <p>（船舶保安証書の有効期間の延長）</p> <p>第二十九条 法第十三条第二項ただし書の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一 国際航海日本船舶（次号の船舶を除く。）が、外国の港から本邦の港又は定期検査を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。</p> <p>二 国際航海日本船舶であつて航海を開始する港から最終の到着港ま</p>

での距離が千海里を超えない航海に従事するものが、船舶保安証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

2～6 (略)

第二十九条の二 法第十三条第五項の国土交通省令で定める事由は、国際航海日本船舶が、定期検査等を外国において受けた場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により、当該定期検査等に合格した後速やかに、当該定期検査等に係る船舶保安証書の交付を受けることが困難であることとする。

2 法第十三条第五項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を、原子力船等に係るものにあつては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあつては船舶所在地官庁に、提出し、国際航海日本船舶に前項に規定する事由がある旨の確認を受けなければならぬ。この場合において、船級船に係る確認を受けようとする者にあつては、当該書面に次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

一 船舶保安証書の写し

二 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

3 国土交通大臣又は船舶所在地官庁は、船級船以外の国際航海日本船舶に係る前項の確認を行ったときは、第二十三条第二項の規定により提出された船舶保安証書に当該国際航海日本船舶が法第十三条第五項の規定の適用を受けている旨を記載して、定期検査を申請した者に返付するものとする。

4 船級協会は、船級船に係る第二項の確認を受けた者からの申請により、船舶保安証書に当該船級船が法第十三条第五項の規定の適用を受けている旨を記載するものとする。

での距離が千海里を超えない航海に従事するものが航海中となること。

2～6 (略)

(新設)

5 第三項の規定により船舶保安証書の返付を受けた者は、当該船舶保安証書の有効期間の満了前に受けた定期検査に係る船舶保安証書の交付を受けようとするときは、従前の船舶保安証書を、原子力船等に係るものにあつては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあつては船舶所在地官庁に、提出しなければならない。

(船舶保安証書の有効期間の満了)

第三十条 従前の船舶保安証書の有効期間の満了前に、定期検査等を受け、当該定期検査等に係る船舶保安証書の交付を受けた場合は、従前の船舶保安証書の有効期間は、満了したものとみなす。

(臨時検査)

第三十二条 (略)

2 法第十五条の国土交通省令で定めるときは、海難その他の事由により、検査を受けた事項について船舶警報通報装置の性能又は船舶保安規程の機能に影響を及ぼすおそれのある変更が生じたときとする。

3・4 (略)

(船舶保安証書等の交付)

第四十条 (略)

2 (略)

3 船級協会は、船舶保安証書を受有する船級船が法第二十条第二項に規定する検査(定期検査に相当するものを除く。)に合格した場合は、当該船舶保安証書に当該検査に合格した旨を記載するものとする。

(船舶保安証書の有効期間の満了)

第三十条 第二十六条の規定により船舶保安証書の有効期間の満了前に定期検査を受けた場合は、当該船舶保安証書の有効期間は、満了したものとみなす。

(臨時検査)

第三十二条 (略)

2 法第十五条の国土交通省令で定めるときは、海難その他の事由により、定期検査、中間検査又は臨時検査を受けた事項について船舶警報通報装置の性能又は船舶保安規程の機能に影響を及ぼすおそれのある変更が生じたときとする。

3・4 (略)

(船舶保安証書等の交付)

第四十条 (略)

2 (略)

3 船級協会は、船舶保安証書を受有する船級船(船級の登録をした国際航海日本船舶(旅客船を除く。)をいう。以下同じ。)が法第二十条第二項に規定する検査に合格した場合は、当該船舶保安証書に当該検査に合格した旨を記載するものとする。

4 (略)

(権限の委任等)

第八十一条 原子力船等以外の国際航海船舶に係る法第七条第二項、法
第八條第三項並びに法第十一条第四項及び第七項に規定する国土交通
大臣の権限は所有者所在地官庁が、原子力船等以外の国際航海船舶に
係る法第十二條、法第十三條第一項、第二項ただし書及び第九項(法
第十七條第四項において準用する場合を含む。)、法第十四條、法第
十五條、法第十七條第一項及び第二項、法第二十条第四項並びに法第
二十六條第一項に規定する国土交通大臣の権限は国際航海船舶の所在
地を管轄する地方運輸局長(当該国際航海船舶が本邦外にある場合に
あつては関東運輸局長。以下この条において同じ。)が行う

2 5 (略)

4 (略)

(権限の委任等)

第八十一条 原子力船等以外の国際航海船舶に係る法第七条第二項、法
第八條第三項並びに法第十一条第四項及び第七項に規定する国土交通
大臣の権限は所有者所在地官庁が、原子力船等以外の国際航海船舶に
係る法第十二條、法第十三條第一項、第二項ただし書及び第七項(法
第十七條第四項において準用する場合を含む。)、法第十四條、法第
十五條、法第十七條第一項及び第二項、法第二十条第四項並びに法第
二十六條第一項に規定する国土交通大臣の権限は国際航海船舶の所在
地を管轄する地方運輸局長(当該国際航海船舶が本邦外にある場合に
あつては関東運輸局長。以下この条において同じ。)が行う。

2 5 (略)

改正案

第七号様式 (第二十七条関係)

船舶保安証書

INTERNATIONAL SHIP SECURITY CERTIFICATE



日本国
JAPAN

番号 第 _____ 号
Certificate No. _____

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第十一章の二第一規則に規定する船舶及び港湾施設の保安に関する国際規則 (ISPSコード) の規定により交付する。

Issued under the provisions of the INTERNATIONAL CODE FOR THE SECURITY OF SHIPS AND OF PORT FACILITIES (ISPS CODE) Under the authority of the Government of Japan.

船名
Name of ship: _____
船舶番号又は信号符字
Distinctive number or letters: _____
船籍港
Port of registry: _____
船舶の種類
Type of ship: _____
総トン数
Gross tonnage: _____
国際海事機関船舶識別番号
IMO Number _____
所有者の氏名又は名称及び住所
Name and address of the owner: _____
会社の名称及び住所
Name and address of the Company: _____
国際海事機関会社識別番号
Company identification number: _____

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY:

1 この船舶の保安システム及びびいかなる保安設備も、上記の国際規則A部第19.1項の規定に基づき検査されたこと。

that the security system and any associated security equipment of the ship has been verified in accordance with section 19.1 of part A of the ISPS Code;

2 この検査の結果、この船舶の保安システム及び関連するいかなる保安設備

現行

第七号様式 (第二十七条関係)

船舶保安証書

INTERNATIONAL SHIP SECURITY CERTIFICATE



日本国
JAPAN

番号 第 _____ 号
Certificate No. _____

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第13条第1項の規定により交付する。

Issued under the provisions of the INTERNATIONAL CODE FOR THE SECURITY OF SHIPS AND OF PORT FACILITIES (ISPS CODE) Under the authority of the Government of Japan.

船名
Name of ship: _____
船舶番号又は信号符字
Distinctive number or letters: _____
船籍港
Port of registry: _____
船舶の種類
Type of ship: _____
総トン数
Gross tonnage: _____
国際海事機関船舶識別番号
IMO Number _____
所有者の氏名又は名称及び住所
Name and address of the owner: _____
会社の名称及び住所
Name and address of the Company: _____
国際海事機関会社識別番号
Company identification number: _____

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY:

1 この船舶の保安システム及びびいかなる保安設備も、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第12条の規定に基づき検査されたこと。

that the security system and any associated security equipment of the ship has been verified in accordance with section 19.1 of part A of the ISPS Code;

2 この検査の結果、この船舶の保安システム及び関連するいかなる保安設備

も、全ての事項について満足なものであること並びにこの船舶が1974年の海上における人命の安全のための国際条約第XI-2章及び上記の国際規則A部の規定に適合していることが明らかになったこと。

that the verification showed that the security system and any associated security equipment of the ship is in all respects satisfactory and that the ship complies with the applicable requirements of chapter XI-2 of the Convention and part A of the ISPS Code;

3 この船舶に承認された船舶保安規程が備え置かれていること。
that the ship is provided with an approved Ship Security Plan.
本証書は の定期検査に基づきものとする。

Date of initial/renewal verification on which this certificate is based
d -----

この証書は、上記の国際規則第A部第19.1.1項の規定による検査が行われることを条件として まで効力を有する。

This Certificate is valid until subject to verifications in accordance with section 19.1.1 of part A of the ISPS Code.

この証書は、 を条件として効力を有する。

This Certificate is valid subject to において交付した。

----- (証書の交付の場所) -----

Issued at (Place of issue of the Certificate)

交付の日付

Date of issue -----

署名

Signed

(signature of the duly authorized official issuing the Certificate)

国土交通大臣
地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局局長
沖縄総合事務局運輸事務所長

(印章)

中間検査のための裏書

ENDORSEMENT FOR INTERMEDIATE VERIFICATION

上記の国際規則A部第19.1.1項の規定により要求される中間検査において、この船舶が上記の条約第XI-2章及び国際規則A部の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that at an intermediate verification required by section 19.1.1 of part A of the ISPS Code the ship was found to comply with the relevant provisions of chapter XI-2 of the Convention and part

も、全ての事項について満足なものであること並びにこの船舶が国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の規定に適合していることが明らかになったこと。

that the verification showed that the security system and any associated security equipment of the ship is in all respects satisfactory and that the ship complies with the applicable requirements of chapter XI-2 of the Convention and part A of the ISPS Code;

3 この船舶に承認された船舶保安規程が備え置かれていること。
that the ship is provided with an approved Ship Security Plan.
本証書は の定期検査に基づきものとする。

Date of initial/renewal verification on which this certificate is based
d -----

この証書は、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の規定による検査が行われることを条件として まで効力を有する。

This Certificate is valid until subject to verifications in accordance with section 19.1.1 of part A of the ISPS Code.

この証書は、 を条件として効力を有する。

This Certificate is valid subject to において交付した。

----- (証書の交付の場所) -----

Issued at (Place of issue of the Certificate)

交付の日付

Date of issue -----

署名

Signed

(signature of the duly authorized official issuing the Certificate)

国土交通大臣
地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局局長
沖縄総合事務局運輸事務所長

(印章)

中間検査のための裏書

ENDORSEMENT FOR INTERMEDIATE VERIFICATION

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第14条の中間検査(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第31条第3項の時期に行われる中間検査を除く。)において、この船舶が国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that at an intermediate verification required by section 19.1.1 of part A of the ISPS Code the ship was found to comply with the relevant provisions of chapter XI-2 of the Convention and part

A of the ISPS Code.
中間検査

Intermediate verification

署名

Signed
(signature of authorized official)

場所

Place

日付

Date

国 士 交 通 大 臣
地 方 運 輸 監 理 部 長
運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 總 合 事 務 局 長
沖 縄 總 合 事 務 局 運 輸 事 務 所 長

(印章)

臨時検査に係る裏書

ENDORSEMENT FOR ADDITIONAL VERIFICATIONS

臨時検査

Additional verification

署名

Signed
(signature of authorized official)

場所

Place

日付

Date

国 士 交 通 大 臣
地 方 運 輸 監 理 部 長
運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 總 合 事 務 局 長
沖 縄 總 合 事 務 局 運 輸 事 務 所 長

(印章)

臨時検査

Additional verification

署名

Signed
(signature of authorized official)

場所

Place

日付

Date

A of the ISPS Code.
中間検査

Intermediate verification

署名

Signed
(signature of the authorized official)

場所

Place

日付

Date

国 士 交 通 大 臣
地 方 運 輸 監 理 部 長
運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 總 合 事 務 局 長
沖 縄 總 合 事 務 局 運 輸 事 務 所 長

(印章)

臨時検査に係る裏書

ENDORSEMENT FOR ADDITIONAL VERIFICATIONS

臨時検査

Additional verification

署名

Signed
(signature of the authorized official)

場所

Place

日付

Date

国 士 交 通 大 臣
地 方 運 輸 監 理 部 長
運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 總 合 事 務 局 長
沖 縄 總 合 事 務 局 運 輸 事 務 所 長

(印章)

臨時検査

Additional verification

署名

Signed
(signature of the authorized official)

場所

Place

日付

Date

国土交通大臣
地方運輸局長
地方運輸監理局長
地方運輸局支局長
地方運輸局海事事務所長
地方運輸局海事事務所長
地方運輸局海事事務所長
地方運輸局支局海事事務所長
沖繩運輸局海事事務所長
沖繩運輸局海事事務所長

(印章)

臨時検査

Additional verification

署名

Signed
(signature of authorized official)

場所

Place

日付

Date

国土交通大臣
地方運輸局長
地方運輸監理局長
地方運輸局支局長
地方運輸局海事事務所長
地方運輸局海事事務所長
地方運輸局海事事務所長
地方運輸局支局海事事務所長
沖繩運輸局海事事務所長
沖繩運輸局海事事務所長

(印章)

上記の国際規則A部第19.3.7.2項の規定に基づき追加的に行われた
中間検査

ADDITIONAL VERIFICATION IN ACCORDANCE WITH SECTION A/19.3.7.2 OF
THE ISPS CODE

上記の国際規則A部第19.3.7.2項の規定に基づき追加的に行われた中間検査に
おいて、この船舶が上記の条約第XI-2章及び国際規則A部の関係規定に適合し
ていると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that at an additional verification required by sect
ion 19.3.7.2 of part A of the ISPS Code the ship was found to comply w
ith the relevant provisions of chapter XI-2 of the Convention and part
A of the ISPS Code.

署名

Signed
(signature of authorized official)

場所

Place

日付

Date

国土交通大臣
地方運輸局長
地方運輸監理局長
地方運輸局支局長
地方運輸局海事事務所長
地方運輸局海事事務所長
地方運輸局海事事務所長
地方運輸局支局海事事務所長
沖繩運輸局海事事務所長
沖繩運輸局海事事務所長

(印章)

臨時検査

Additional verification

署名

Signed
(signature of the authorized official)

場所

Place

日付

Date

国土交通大臣
地方運輸局長
地方運輸監理局長
地方運輸局支局長
地方運輸局海事事務所長
地方運輸局海事事務所長
地方運輸局海事事務所長
地方運輸局支局海事事務所長
沖繩運輸局海事事務所長
沖繩運輸局海事事務所長

(印章)

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行
規則第31条第3項の時期に行われた中間検査

ADDITIONAL VERIFICATION IN ACCORDANCE WITH SECTION A/19.3.7.2 OF T
HE ISPS CODE

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第31条第
3項の時期に行われた中間検査において、この船舶が国際航海船舶及び国際港
湾施設の保安の確保等に関する法律の規定に適合していると認められたことを
証明する。

THIS IS TO CERTIFY that at an additional verification required by sect
ion 19.3.7.2 of part A of the ISPS Code the ship was found to comply w
ith the relevant provisions of chapter XI-2 of the Convention and part
A of the ISPS Code.

署名

Signed
(signature of the authorized official)

場所

Place

日付

Date

国 土 交 通 大 臣
 地 方 運 輸 監 理 局 部 長
 運 輸 監 理 局 運 輸 支 局 部 長
 地 方 運 輸 監 理 局 海 事 支 局 部 長
 運 輸 監 理 局 海 事 支 局 部 長
 地 方 運 輸 監 理 局 海 事 支 局 部 長
 沖 縄 運 輸 監 理 局 海 事 支 局 部 長
 沖 縄 運 輸 監 理 局 海 事 支 局 部 長

(印章)

上記の国際規則A部第19.3.3項の規定を適用する場合における5年
 未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための
 裏書

ENDORSEMENT TO EXTEND THE CERTIFICATE IF VALID FOR LESS THAN 5 YEAR
 S WHERE SECTION A/19.3.3 OF THE ISPS CODE APPLIES

この船舶は、上記の国際規則A部の関係規定に適合していると認められる。よ
 って、この証書は、同規則A部第19.3.3項の規定に従って
 効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of part A of the ISPS C
 ode, and the Certificate shall, in accordance with section 19.3.3 of p
 art A of the ISPS Code, be accepted as valid until

署名
 Signed
 (signature of authorized official) -----
 場所
 Place -----
 日付
 Date -----

国 土 交 通 大 臣
 地 方 運 輸 監 理 局 部 長
 運 輸 監 理 局 運 輸 支 局 部 長
 地 方 運 輸 監 理 局 海 事 支 局 部 長
 運 輸 監 理 局 海 事 支 局 部 長
 地 方 運 輸 監 理 局 海 事 支 局 部 長
 沖 縄 運 輸 監 理 局 海 事 支 局 部 長
 沖 縄 運 輸 監 理 局 海 事 支 局 部 長

(印章)

更新検査が完了し、上記の国際規則A部第19.3.4項の規定を適用す
 る場合における裏書

ENDORSEMENT WHERE THE RENEWAL VERIFICATION HAS BEEN COMPLETED AND S
 ECTION A/19.3.4 OF THE ISPS CODE APPLIES

この船舶は、上記の国際規則の関係規定に適合していると認められる。よって
 この証書は、同規則A部第19.3.4項の規定に従って
 するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of part A of the ISPS C
 ode, and the Certificate shall, in accordance with section 19.3.4 of p
 art A of the ISPS Code, be accepted as valid until

国 土 交 通 大 臣
 地 方 運 輸 監 理 局 部 長
 運 輸 監 理 局 運 輸 支 局 部 長
 地 方 運 輸 監 理 局 海 事 支 局 部 長
 運 輸 監 理 局 海 事 支 局 部 長
 地 方 運 輸 監 理 局 海 事 支 局 部 長
 沖 縄 運 輸 監 理 局 海 事 支 局 部 長
 沖 縄 運 輸 監 理 局 海 事 支 局 部 長

(印章)

署名
Signed
(signature of authorized official)
場所
Place
日付
Date

国土交通大臣
地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖繩総合事務局局長
沖繩総合事務局運輸事務所長

(印章)

上記の国際規則A部第19.3.5項又は第19.3.6項の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

ENDORSEMENT TO EXTEND THE VALIDITY OF THE CERTIFICATE UNTIL REACHING THE PORT OF VERIFICATION WHERE SECTION A/19.3.5 OF THE ISPS CODE APPLIES OR FOR A PERIOD OF GRACE WHERE SECTION A/19.3.6 OF THE ISPS CODE APPLIES

この証書は、上記の国際規則A部19.3.5項又は19.3.6項の規定に従ってまで効力を有するものとする。

This Certificate shall, in accordance with section 19.3.5 / 19.3.6 of part A of the ISPS Code, be accepted as valid until

署名
Signed
(signature of authorized official)
場所
Place
日付
Date

国土交通大臣
地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖繩総合事務局局長
沖繩総合事務局運輸事務所長

(印章)

上記の国際規則A部第19.3.7.1項の規定を適用する場合における検査基準日を繰上げるための裏書

ENDORSEMENT FOR ADVANCEMENT OF EXPIRY DATE WHERE SECTION A/19.3.7.1

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第13条第2項の規定による船舶保安証書の有効期間を延長に関する裏書

ENDORSEMENT TO EXTEND THE VALIDITY OF THE CERTIFICATE UNTIL REACHING THE PORT OF VERIFICATION WHERE SECTION A/19.3.5 OF THE ISPS CODE APPLIES OR FOR A PERIOD OF GRACE WHERE SECTION A/19.3.6 OF THE ISPS CODE APPLIES

この証書は、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第13条第2項の規定によりまで効力を有するものとする。

This Certificate shall, in accordance with section 19.3.5 / 19.3.6 of part A of the ISPS Code, be accepted as valid until

署名
Signed
(signature of the authorized official)
場所
Place
日付
Date

国土交通大臣
地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖繩総合事務局局長
沖繩総合事務局運輸事務所長

(印章)

OF THE ISPS CODE APPLIES

上記の国際規則A部第19.3.7.1項の規定に従い、新たな検査基準日は、
とする。

In accordance with section 19.3.7.1 of part A of the ISPS Code, the ne
w expiry date is

署名

Signed
(signature of authorized official)

場所

Place

日付

Date

国 土 交 通 大 臣
地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 事 務 所 長

(印章)

(注)会社とは、条約附属書第9章第1規則の会社をいう。

(注)会社とは、条約附属書第9章第1規則の会社をいう。

改正案	現行
<p>（環境基準室並びに国際基準調整官及び環境基準涉外官） 第二百二条（略）</p> <p>2 環境基準室は、次に掲げる事務（環境基準涉外官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備、揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>四・五（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>（危険物輸送対策室及び登録測度室並びに船舶検査官） 第二百三条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 船舶検査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 次に掲げる事項の執行に関すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による原動</p>	<p>（環境基準室並びに国際基準調整官及び環境基準涉外官） 第二百二条（略）</p> <p>2 環境基準室は、次に掲げる事務（環境基準涉外官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>四・五（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>（危険物輸送対策室及び登録測度室並びに船舶検査官） 第二百三条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 船舶検査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 次に掲げる事項の執行に関すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による原動</p>

機の放出量確認、原動機取扱手引書の承認、二酸化炭素放出抑制
航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認並びに海
洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防
止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査

ハ～ホ (略)

二～四 (略)

7・8 (略)

機の放出量確認、原動機取扱手引書の承認並びに海洋汚染防止設
備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設
備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査

ハ～ホ (略)

二～四 (略)

7・8 (略)

改 正 案	現 行
<p>（海事技術専門官の職務）</p> <p>第八十条 海事技術専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による原動機の放出量確認、原動機取扱手引書の承認、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認並びに海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査の執行に関すること。</p> <p>三 十二 （略）</p> <p>二 五 （略）</p> <p>（海事技術専門官）</p> <p>第二百二十七条 （略）</p> <p>2 海事技術専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による原動機の放出量確認、原動機取扱手引書の承認、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認並びに海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査の執行に関すること。</p>	<p>（海事技術専門官の職務）</p> <p>第八十条 海事技術専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による原動機の放出量確認、原動機取扱手引書の承認並びに海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査の執行に関すること。</p> <p>三 十二 （略）</p> <p>二 五 （略）</p> <p>（海事技術専門官）</p> <p>第二百二十七条 （略）</p> <p>2 海事技術専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による原動機の放出量確認、原動機取扱手引書の承認並びに海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査の執行に関すること。</p>

と。

十〇十九 (略)

三〇七 (略)

(海事技術専門官)

第一百五十三条 (略)

2 海事技術専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)

九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による原動機の放出量確認、原動機取扱手引書の承認、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認並びに海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査の執行に関すること。

十〇十九 (略)

三〇七 (略)

十〇十九 (略)

三〇七 (略)

(海事技術専門官)

第一百五十三条 (略)

2 海事技術専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)

九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による原動機の放出量確認、原動機取扱手引書の承認並びに海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査の執行に関すること。

十〇十九 (略)

三〇七 (略)

○排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通省令の適用関係の整理に関する省令（平成八年運輸省令第四十一号）

改正案

現行

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の適用関係）
 第二条（略）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の適用関係）
 第二条（略）

2 特定外国船舶で総トン数四百トン以上のものについての施行規則第四條第一項の規定の適用については、同項の表中「油水分離装置（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第五條第一項に規定する油水分離装置をいう。以下同じ。）」とあるのは「油水分離装置（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第五條第一項第一号の油水分離器その他当該船舶が国籍を有する国の法令で定める装置により構成されるものをいう。以下同じ。）」と、「ビルジ用濃度監視装置（技術基準省令第七條第一項に規定するビルジ用濃度監視装置をいう。以下同じ。）」とあるのは「ビルジ用濃度監視装置（技術基準省令第七條第一項第一号及び第四号から第六号までの基準その他当該船舶が国籍を有する国の法令で定める基準に適合するビルジ用濃度監視装置をいう。以下同じ。）」とする。

2 特定外国船舶で総トン数四百トン以上のものについての施行規則第四條第一項の規定の適用については、同項の表中「油水分離装置（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第五條第一項に規定する油水分離装置をいう。以下同じ。）」とあるのは「油水分離装置（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第五條第一項第一号の油水分離器その他当該船舶が国籍を有する国の法令で定める装置により構成されるものをいう。以下同じ。）」と、「ビルジ用濃度監視装置（技術基準省令第七條第一項に規定するビルジ用濃度監視装置をいう。以下同じ。）」とあるのは「ビルジ用濃度監視装置（技術基準省令第七條第一項第一号及び第四号から第六号までの基準その他当該船舶が国籍を有する国の法令で定める基準に適合するビルジ用濃度監視装置をいう。以下同じ。）」とする。

3・4（略）

3・4（略）

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の適用関係)

第三条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令(昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。)第四条第一項の規定にかかわらず、特定外国船舶で総トン数四百トン未満のものに設置しなければならないビルジ等排出防止設備は、当該船舶が国籍を有する国の法令で定める設備とする。

2
6 (略)

(海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令の適用関係)

第三条 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令(昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。)第四条第一項の規定にかかわらず、特定外国船舶で総トン数四百トン未満のものに設置しなければならないビルジ等排出防止設備は、当該船舶が国籍を有する国の法令で定める設備とする。

2
6 (略)